

平成27年9月  
警察庁  
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集を行ったところ、33通の御意見・御質問を頂きました。

頂いた御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）

2 命令等の案を公示した日

平成27年6月19日

3 御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見・御質問については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています（整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等の内容に関する御意見・御質問以外の御意見・御質問については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見・御質問の総数	33通
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	15通
電子メール	15通
F A X	2通
郵 送	1通

5 その他

警察庁及び共管各省庁における検討の結果、別紙2の条項について修正を行いました。

【別紙1及び別紙2における略語】  
改正法：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年

新		法律第117号) 法：改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）				
旧		法：改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律				
新		令：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第338号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）				
旧		令：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令				
新	規	則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成27年内閣府等令第3号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府等令第1号）				
旧	規	則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則				
番	号	利	用	法	：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	
番	号	利	用	法	施行令	：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正について

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
<b>▼金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引について(新令第7条及び第9条関係)</b>		
1	新令第7条第1項で定める「特別の注意を要する取引」について、特定事業者が精査した結果、特別の注意を要する取引に該当しないと判断したものの、後日、当該取引に該当することが判明した場合、特定事業者がそのように判断した合理的な説明ができれば、特段罰則は科されないとの理解でよいか。	事後的に検証して新法第8条の「疑わしい取引」に該当すると判断されたとしても、当該取引は取引に際して新令第7条第1項の「特別の注意を要する取引」に該当すると判断されたものではないため、遡及的に取引時確認が義務付けられることはなく、罰則も科されません。
2	顧客等が保有する取引時確認済みの口座から個別の預貯金の払戻し等が「疑わしい取引」や「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」の「取引」に該当し得るのか。該当する場合、改めて取引時確認を行う必要があるのか。	個別の預貯金の払戻し等についても、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引に該当する可能性はあります。そのような場合には、新令第13条第2項の規定により、新法第4条第3項の規定の適用が除外されるため、御質問のとおり、取引時確認済みの顧客等に対しても再度の取引時確認が必要となります。
3	<p>本改正により、新法第4条第1項に基づく取引時確認を要する特定取引は次の3つに分類されることになるものと解してよいか。</p> <p>① 新令第7条第1項柱書に基づく「対象取引」(新法第4条第3項に基づく適用除外ケースを除く。)</p> <p>② ①を除く特定事業者が行う取引で、かつ、「疑わしい取引」に該当する取引</p> <p>③ ①を除く特定事業者が行う取引で、</p>	御質問にある取引のほか、同一の顧客等との間で二以上の取引等を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引等が1回当たりの取引の金額等を減少させるために一の取引等を分割したものであることが一見して明らかなものであるときは、当該二以上の取引等を一の取引等とみなして、新令第7条第1項又は第9条第1項の規定が適用され、敷居値を超える場合には、取引時確

	かつ、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当する取引	認の義務が生じることとなります。
4	<p>① 新令第7条の「疑わしい取引」に該当する取引をする場合、その取引を行うに際して、取引時確認を要すると解してよいか。</p> <p>② 取引時において新令第7条の「疑わしい取引」該当と判断できなかったものの（したがってその段階では取引時確認を実施していない）、その後の取引内容その他関連情報を総合した結果、新令第7条の「疑わしい取引」に該当すると判断した場合、当該取引が継続していた場合に限り、新令第13条第2項の定めに基づき、その判断をした後速やかに取引時確認を実施することを要するものと解してよいか。</p>	<p>① そのとおりです。</p> <p>② 事後的に検証して新法第8条の「疑わしい取引」に該当すると判断されたとしても、当該取引は取引に際して新令第7条第1項の「特別の注意を要する取引」に該当すると判断されたものではないため、遡及的に取引時確認が義務付けられることはありません。</p>
5	本改正により、取引時確認を要する「特定取引」が「対象取引」と「対象取引以外の取引」に整理されているが、取引時確認の対象となる「特定取引」は「特定業務」に該当する業務に係るものに限定されていると解してよいか。	そのとおりです。
6	新令第7条第3項に「取引を同時に又は連続して行う場合」と規定されているが、例えば、口座名義人の配偶者が来店し、当該口座を利用して特定取引を行い、その後、口座名義人本人が来店して自己名義の口座を利用して同様の特定取引を行う場合、ここで言う「連続」に該当するのかわ確認したい。	口座名義人及びその配偶者がそれぞれ別々に同一の口座を利用して取引を行う場合についても、それが「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当すると認められる場合には新令第7条第3項の対象となり得ます。
7	新令第7条第3項「同一の顧客等」の「等」は、新法第2条第3項及び新令第5条の「信託の受益者」を規定しているものと理解している。新令第7条第3項においては、「顧客」とするのが適当と考えるが、あえて「信託の受益者」を規定する趣旨を御教示願いた	新令第7条第3項の取引についても、例えば同項第1号の現金等受払取引については、特定事業者と信託の受益者との間で行われることが想定されるためです。

<p>8</p>	<p>い。</p> <p>新令第7条第3項の「一見して明らか」について、例えば、顧客等が午前と午後で2回来店して取引をしたが、窓口の担当者が不注意で気付かなかった場合には、一見して明らかとは言えないと評価できるため、取引時確認を行わなくとも法令違反とはならないという理解でよいか。</p>	<p>個別の取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するか否かは、各特定事業者において、当該取引の態様や各事業者の一般的な知識や経験、商慣行をもとに適宜判断されることとなり、同一の者が同一日の午前と午後に訪れ、当該顧客との取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」であるにもかかわらず、不注意により取引時確認を実施しなかった場合には、法令違反となる可能性もありません。</p>
<p>9</p>	<p>新令第7条第3項の「一見して明らかである」とは、具体的にはどのような場合か。例えば、特定事業者の取引に当たる担当者や支店が異なる場合、一見して明らかではないと考えて差し支えないか。</p> <p>「一見して明らかであるものであるとき」という表現では主観が相当程度入る余地があると思われる。実務的なガイドライン、業界での指針などを提示していただく必要があると思う。それがなければ、回答で一定の目安を示していただきたい。これらが無い場合には特定事業者が各自で定めるしかないと思うがそのような理解でよいか。</p>	<p>「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顧客から現金で12万円の振込みを依頼されたため、取引時確認を実施しようとしたところ、顧客が6万円の振込みを2回行うよう依頼を変更した場合における当該2回の取引</li> <li>○ 顧客から300万円を外貨に両替するよう依頼されたため、取引時確認を実施しようとしたところ、150万円を2回に分けて両替するよう依頼を変更した場合における当該2回の両替</li> </ul> <p>といった取引が該当すると考えられますが、個別の取引がこれに該当するか否かについては、各特定事業者において、当該取引の態様や各事業者の知識や経験、商慣行をもとに適宜判断されることとなります。</p> <p>また、二以上の取引が連続したもののか否かの判断は担当者や支店ごとに行われるものではなく、事業者ご</p>

		<p>とに行われるものであるため、例えば、顧客の言動等により複数のタイミングや複数の支店における一連の取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」であることが認められる場合等、特段の事情があれば新令第7条第3項が適用される場合がありますが、こうした取引を網羅的に捕捉するためのシステムの整備を義務付けるものではありません。</p> <p>また、現時点、ガイドライン等を作成する予定はありません。</p>
10	<p>複数の顧客（例えば法人顧客A社、B社、C社）の名義による、それぞれ一顧客当たり200万円相当額以下の外貨両替取引について、一人の取引担当者から、同時に、取引の申込みを受け付けた場合であって、その合計額が200万円相当額超となる場合に、一律に「敷居値以下に分割された取引に係る取引時確認」の対象とはならないとの理解で正しいか。</p> <p>また、この場合、「敷居値以下に分割された取引に係る取引時確認」の対象となるような取引（特定取引に該当するか否か）を判断するために、例えば、取引担当者が個々の顧客の取引の任に当たっていることについて確認する場合は、まだ特定取引に該当するか不明であることから、新規則第12条第4項の確認までは不要であり、当該取引担当者からその旨の申告を受けることで足りるとの理解で正しいか。</p>	<p>前段については、そのとおりです。</p> <p>後段については、新令第7条第3項に規定する「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するか否かは、各特定事業者において、当該取引の態様や各事業者の知識や経験、商慣行をもとに適宜判断されるものであり、必ずしも申告を要するものではありません。</p>
11	<p>新令第7条第3項の「連続」について、次のような場合は「連続」に当たるのか確認したい。</p> <p>① 顧客等が、1日に複数の異なる支店を訪れ、それぞれの支店において、</p>	<p>① 二以上の取引が連続したものの否かの判断は支店のみで行われるものではなく、事業者ごとに行われるものであるため、例えば顧客の言動等により複数の支店におけ</p>

	<p>同一の振込先へ振込みを行う場合 ⇒ 各支店からすれば、1回の取引しか行われていないので、「連続」には当たらないと考えられるが、そのような理解でよいか。</p> <p>② 顧客等が、同一の支店に同一日の午前と午後に訪れ、同一の振込先へ振込みを行う場合 ⇒ 午前の振込みと午後の振込みとの間に一定の時間間隔があることから、「連続」には当たらないと理解してよいか。</p>	<p>る一連の取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」であることが窓口の従業員において認められる場合等、特段の事情があれば新令第7条第3項が適用される場合がありますが、こうした取引を網羅的に捕捉するためのシステムの整備を義務付けるものではありません。</p> <p>② 例えば、明らかに同一の者が同一日の午前と午後に訪れ、当該顧客の取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」であることが窓口の従業員が気付く場合等、一定の時間間隔がある場合であっても新令第7条第3項が適用される場合がありますが、こうした取引を網羅的に捕捉するためのシステムの整備を義務付けるものではありません。</p>
12	<p>新令第7条第3項に「特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において」とあるが、「同時」及び「連続して」という表現は曖昧なので、定義を明確化できないか。</p>	<p>本規定は、顧客等が短期間に行う二以上の取引が、1回当たりの取引金額を減少させる目的で一の取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかなものであるときに、当該二以上の取引を一の取引とみなすことを明記したものです。こうした規定の趣旨から、「同時に又は連続して」という表現を用いていることを御理解ください。</p>
13	<p>A T M等の非対面取引においても、「取引の同時又は連続性」及び「1回当たりの取引の金額を減少させる目的で一の取引を分割したことが一見して明らかであること」を確認する必要があるのか。</p>	<p>「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するか否かは、基本的には、窓口における従業員の気付きに基づき判断されることや、その上席者により判断されることを想定していますが、例えば同日中に時間を空けて複数回来店する場</p>

		合に気付くことや、A T Mやインターネットバンキングなど非対面で行われる取引をシステムにより検知することも排除するものではありません。ただし、システムの整備を義務付けるものではありません。
14	<p>特定事業者は、新令第7条第3項の該当性の確認に当たり、例えば、全取引時に顧客に事前申告を義務付ける、情報システムを用いて同時又は連続性を有する取引を採知した上で、該当する顧客に対し取引分割の目的の有無についてヒアリング等事後調査をするなど、積極的に調査・確認する義務があるのか。</p>	<p>個別の取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であるもの」に該当するか否かは、各特定事業者において、当該取引の態様や各事業者の一般的な知識や経験、商慣行をもとに適宜判断されることとなりますが、御質問のように、全取引時に顧客に事前申告を義務付けたり、システムによる検知を義務付けたりするものではありません。</p>
15	<p>当社では、全顧客における新規取引時に新法第4条第1項に基づく取引時確認を実施しており、その後の取引時においても、顧客の取引時確認を徹底する観点から、敷居値以下の取引を含む全取引の際、当社が交付したキャッシュカードの確認やパスワード等本人しか知りえない情報の確認等により、新法第4条第3項（新令第13条第2項）に基づく「既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置」を実施している。</p> <p>ところで、新令第7条第3項は、二以上の取引を合算して敷居値超過の有無を判断することで特定取引該当性を判断するものと理解しているが、上記のように、合算する各取引時において同措置を実施している場合、（同「措置」の重複を回避するため）「合算した一の取引」に係る同「措置」は省略してよいか。</p>	<p>新規則第13条第1項第3号の規定により、特定事業者が新法第4条第1項の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等又は代表者等については、新規則第16条に定める方法に相当する方法により、既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存することにより、法第4条第1項の規定による確認を行うことができることとされています。</p> <p>そのため、全ての顧客について、新たに特定業務に係る取引を行うに際し、新法第4条第1項の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っており、その後の特定業務に係る取引全てにおいても、新規則第16条に定める方法に相</p>

		<p>当する方法により、既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存しているのであれば、顧客等との間で行う取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するとして新法第4条第1項の規定による取引時確認を実施しなければならない場合でも、新規則第13条第1項第3号に規定する方法で確認することも可能です。</p>
16	<p>① 新令第7条第3項の該当性に係る調査・確認（該当性、対象取引の合算額、顧客の取引分割目的を示す申告内容等）は、社内規定で確認事務を明確化することをもって記録・保存する必要がないと解してよいか。</p> <p>② （記録を要する場合）「非該当」のケースにおいては、記録を要しないと考えてよいか。</p>	<p>顧客等との間で行う取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するか否かを判断するに当たって特定事業者が行った調査等の結果に関する記録を作成・保存することについて、特段の規定は設けておらず、当該記録の作成・保存の義務はありません。</p>
17	<p>当該二以上の取引をひとみなしたときの当該取引の金額が敷居値を超える場合は、当該取引が特定取引に該当するため、取引時確認又は取引時確認済みの確認のいずれかが必要という理解でよいか。また、事後的な検証によって、「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」であると判明した場合においては、取引時確認又は取引時確認済みの確認のいずれかを改めて行う必要はないという理解でよいか。</p>	<p>前段については、そのとおりです。</p> <p>後段については、「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するか否かは、取引に際して判断され、これに該当する場合に取引時確認を行うこととするものです。したがって、事後的に検証し、顧客等との間で行った取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」と判明した場合に遡及的に取引時確認を行う義務はありません。なお、この場合においても、当該取引が疑わしい取引に該当すると判断されたときには届出を行うこととなります。</p>
18	<p>新令第7条第3項の「1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取</p>	<p>顧客に「減少させる」意図がないことが明らかであれば、新令第7条</p>

	引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」とは、例えば、現金自動入出金機等の1回当たりの取引金額の上限を理由として複数回の取引を行った場合等、顧客に「減少させる」意図がない場合については、これに当たらないと解してもよいか。	第3項の適用は受けません。
19	明らかに敷居値以下に分割された取引であるかどうかというのは疑わしい取引であるかどうかの検証のためであって、取引時確認済みの確認（例えば転送不要の書留で計算書を送付して実施）のためではないということによいか。あるいは、その場合は、取引時確認済みの確認も必要となるということか。	明らかに敷居値以下に分割された取引については、新令第7条第3項の適用を受け、当該二以上の取引をひとみなしたときの当該取引の金額が敷居値を超える場合は、当該取引が特定取引に該当するため取引時確認が必要となりますが、取引時確認済みの確認がなされれば新法第4条第3項の規定により取引時確認は不要となります。このため、「一の…取引を分割したものであることが一見して明らかであるもの」が行われた場合は、取引時確認又は取引時確認済みの確認のいずれかが必要です。
<b>▼厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引について(新令第12条関係)</b>		
20	新令第7条本文括弧書にて、簡素な顧客管理が認められる取引は犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して主務省令で定めることができるとなっているが、厳格な顧客管理が必要な取引はかかる勘案がされることなく、取引相手方所在国や顧客属性により一律に定められている。 法律上の取扱いを同一にし、かつ柔軟性があり現実的な運用のためにも、厳格な顧客管理が必要な取引についても犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して主務省令で定めることができるようにしてはいかか。	厳格な顧客管理を要する取引は、新法第4条第2項において、政令で規定することとされております。顧客等及び特定事業者に義務を課するという点に鑑みると、厳格な顧客管理を要する取引については、政令で規定することが適切と考えます。
21	外国PEPsに関する情報を取得することは望ましいが、その確認を広く	FATF勧告により、外国PEPs（外国の重要な公的地位を有する

	<p>義務付けることは適当ではない。これらの者についての確認は、努力義務にするなど他の方法を検討してほしい。</p>	<p>者等)については、資産及び収入の確認が求められていること、また、F A T Fによる第3次対日相互審査において、外国P E P sについて十分な対応が執られていないことが指摘されていることを踏まえ、外国P E P sの厳格な顧客管理については、努力義務にすることとはせず、取引の都度、厳格な顧客管理を要することとしています。</p>
<p>22</p>	<p>顧客等が外国P E P sであることの確認は、具体的にどのような方法で行えばよいか。</p>	<p>顧客等が外国P E P sであることの確認は、商業用データベースを活用して確認する方法のほか、インターネット等の公刊情報を活用して確認する方法、顧客等に申告を求める方法等が考えられ、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、各事業者において合理的と考えられる方法により行われることとなり、確認ができた範囲内において厳格な顧客管理を行うこととなります。</p>
<p>23</p>	<p>関係省庁において、外国P E P sの該当者リスト作成し、特定事業者に対して提供していただきたい。</p>	<p>国による外国P E P sのリストの作成は、P E P sに関するF A T Fガイドラインにおいても推奨されておらず、日本においても作成の予定はありません。</p>
<p>24</p>	<p>新令第12条第3項第1号に定める「これらの者であった者」については、形式的にこれに該当する場合には全て一律に厳格な顧客管理の対象とすべきなのか。</p>	<p>そのとおりです。          なお、顧客等が外国P E P sであることの確認は、商業用データベースを活用して確認する方法のほか、インターネット等の公刊情報を活用して確認する方法、顧客等に申告を求める方法等が考えられますが、新令第12条第3項第1号に定める「これらの者であった者」を網羅的に補足するシステムの整備までが義務付けられるものではなく、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、各事業者において合理的と考えられる方法により行われることとなり、</p>

		確認ができた範囲内において厳格な顧客管理を行うこととなります。
25	顧客等が外国 P E P s であることの確認の方法として、顧客等からの申告を受ける方法を用いる場合、例えば、申込用紙にチェック欄（外国 P E P s の該当性を確認する項目）を設けて記入を義務付けるなど、積極的に実施する必要はあるか。	顧客等が外国 P E P s であることの確認を、顧客等に申告を求めることにより行う場合において、その申告を求める具体的な方法は、各特定事業者が、その事業規模や顧客層を踏まえて合理的と考えられる方法により行われることとなります。申込用紙にチェック欄を設けて記入を求めることも1つの方法として考えられます。
26	顧客等が日本人である場合は、外国 P E P s であるかどうかの確認は、当該日本人が非居住者である場合に限り、行うこととしてよいか。	日本に居住する日本人が外国 P E P s である可能性もあるため、顧客等が日本人である場合であっても、確認の対象を日本に居住していない者に限定することは適切ではありません。
27	外国 P E P s には、新規則第15条第7号に定める法人も含まれるが、当該法人が民営化された場合に、その法人の役員であったものは外国 P E P s に該当しないという理解でよいか。	そのとおりです。
28	外国 P E P s の対象を判断する基準となる「外国」に該当するか否かの判断基準（いわゆる「未承認国家」の取扱い等）について教えていただきたい。	犯罪による収益の移転防止に関する法律上、「外国」とは本邦の域外にある国又は地域をいう（新法第9条）とされ、いわゆる「未承認国家」についても外国に該当することから、当該国において元首その他の重要な地位を占める者についても外国 P E P s として取り扱うこととなります。
29	顧客が、新令第12条第3項1号に掲げる者の家族に該当するか否かが不明であると回答し、再度の要請にもかかわらず同様の回答を受けた場合は、それに該当しないものとして取り扱ってよいか。	顧客等が、新令第12条第3項第1号に掲げる者の家族に該当するかどうかについては、各特定事業者において合理的と考えられる方法により確認がなされることとなり、確認ができた範囲内において厳格な顧客管理を行うこととなります。
30	自然人の職業の確認方法は、顧客等から申告を受ける方法により確認する	顧客等が「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」であることの確認

	<p>(新規則第10条第1号) ことから、外国PEPsであることについても申告の方法によることが中心になると思料する。「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むとあるが、「あなたはPEPsと事実上の婚姻関係にありますか」と尋ねることは想定しづらいが、どのように対応すべきか。</p>	<p>は、商業用データベースを活用して確認する方法のほか、インターネット等の公刊情報を活用して確認する方法等が考えられ、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、各事業者において合理的と考えられる方法により行われることとなります。御質問のように「事実上婚姻関係」にあることを質問する必要は必ずしもありません。</p>
31	<p>新令第12条第3項第2号では外国PEPsに該当する者の家族も外国PEPsと同等に扱われることとなるが、その該当する外国PEPsが逝去した場合、あるいは既に逝去していた場合は、その家族は厳格な顧客取引を行う必要が特に高い対象とならないという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
32	<p>外国PEPsの家族の範囲について、外国PEPs本人の子は含まれるが、祖父母や孫は含まれないということによいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
33	<p>FATF第4次勧告においては、国内PEPsについても、リスクが高い場合に適用するとされていることから、外国PEPsに加え、業務関係でリスクが高い場合に、同様の措置を国内PEPsにも適用すべきと考える。</p>	<p>国内のPEPsについては、FATF新勧告に記述がありますが、マネー・ローンダリング対策の有効性を直接把握できない外国PEPsとは、おのずから対策の必要性の程度が異なるものと考えており、慎重な検討を行う必要があることから、今般の改正では、規定を設けていません。</p>
34	<p>現時点においてHigh Riskとなるのは、外国PEPs及びその家族との個人取引に限り、国営銀行、政府系ファンド、国営企業等が顧客である場合においてこれらを外国PEPsとして扱う必要はないという理解でよいか。</p>	<p>新令第12条第3項第3号に規定する主務省令で定める者は、新規則第11条第2項に規定されています。</p> <p>このため、外国PEPsが実質的支配者である法人が顧客となる場合は、厳格な顧客管理を行う必要があります。</p>
35	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律上、「国等」として扱われている外</p>	<p>「国等」に該当する者は新法第4条第5項の規定により取引時確認に</p>

	国の中央銀行や大使館との間での取引は、厳格な顧客管理を要するのか。	において実質的支配者の確認が不要とされていることから明らかなように、犯罪による収益の移転防止に関する法律上、実質的支配者が観念されないものであり、したがって「国等」に含まれる中央銀行や大使館等が外国 P E P s に該当することはありません。
36	外国の政府又はその子会社が4分の1以上出資するファンドや国営企業は、新規則第11条第4項の規定により、外国 P E P s が実質的な支配者である法人には該当しないと理解でよいか。	そのとおりです。
37	「外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関」について、国連・IMF・FATF・OECD等の国際機関は含まれないと理解してよいか。	御質問のとおり、外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関の対象には、国連等の国際機関は含まれません。
38	「P E P s の家族」以外に、FATFが定義する「P E P s の近親者」に含まれている「近い間柄にある者（顧問弁護士・税理士等）」については、含まれないと理解してよいか。	今般の改正では、厳格な顧客管理の対象として外国 P E P s の Close Associate（近い間柄にある者）については規定しておりません。
39	外国 P E P s について、本条項の規定により定められた外国 P E P s 該当者がいるかどうか確認を行ったものの、取引時確認時には認識しなかった者につき、その後外国 P E P s であったことが判明した場合、罰則規定はあるか。	外国 P E P s であると認識していなかった顧客等が、事後的に外国 P E P s に該当することが判明したとしても、これを認識できなかったことを処罰する規定はありません。
40	外国 P E P s に該当する場合でも、直ちに謝絶につながるものではないことから、必ずしも取引成立前に確認を求めるのではなく、事後的にデータベースその他で確認を行い、該当する場合は、法令で求められる追加確認を行うことも認められるか。	御質問のような方法も認められます。
41	顧客が外国 P E P s である場合は一律に、取引の都度、本人特定事項の確認を含む厳格な顧客管理が必要になるが、これは不当に顧客の利益を損なう	FATF勧告により、外国 P E P s については、資産及び収入の確認が求められているところ、かかる確認は継続的に行う必要があることか

	<p>おそれがあり、また、実務的な負担も大きい。外国 P E P s であることが認識された場合、各金融機関はカントリーリスク、資金源、取引の性質等を考慮したリスク評価を行った上で、取引を行うかどうかについて上級管理者の判断を仰ぐこととなるが、1度承認を得た後は、定期的に（例えば年1回程度）顧客のプロファイルを見直すとともに、取引のモニタリングにおいてアラートが出た場合に再確認するなどの措置をとれば十分であると考え。</p>	<p>ら、外国 P E P s については、一律に取引の都度、厳格な顧客管理を要することとしています。</p> <p>なお、新規則第32条第1項第4号の規定により、外国 P E P s との取引を行うに際しては、当該取引の任に当たっている職員に、統括管理者の承認を受けさせるよう努める義務がありますが、その承認は必ずしも取引の前に受ける必要はありません。</p>
42	<p>極度方式基本契約締結時に、外国 P E P s ではないことが確認できたため通常の見直し確認した後、外国 P E P s 情報が更新されて当該顧客が外国 P E P s であることを確認した場合、当該極度方式基本契約に基づく極度方式の貸付けについては、改めて厳格な顧客管理を行う必要はないと解してよい。</p>	<p>厳格な顧客管理は、外国 P E P s である顧客等との間で行う特定取引に際して行われるものです。このため、極度方式基本契約締結時に外国 P E P s でないことが確認できた顧客等について、別の特定取引である当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約の締結の際に外国 P E P s であることを確認した場合、厳格な顧客管理の対象となります。</p>

## 2 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正について

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
<b>簡素な顧客管理を行うことが許容される取引について(新規則第4条関係)</b>		
43	簡素な顧客管理とは、本人確認から除外を受ける取引のことを指すと考えてよいか。	簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、新規則第4条に規定される取引は、疑わしい取引の届出の対象となるなど一定の顧客管理の対象ではあるものの、新令第7条第1項及び第9条第1項に規定する疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引に該当しない限り、取引時確認の対象とならない点で、その取扱いは従前の「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」と異なるものではありません。
44	「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として、電気、ガス又は水道水の料金の支払、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の入学金等に係る取引が対象となる旨規定されているが、同一顧客が上記の簡素な顧客管理が許容される取引とその他の特定取引を同時に行う場合、どのような対応を行えばよいのか。	簡素な顧客管理が許容される取引でない取引については、各取引に応じて新法で規定された措置を行う必要があります。
45	簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、「電気、ガス及び水道水の料金（の支払に係るもの）」と限定列挙されているが、電話やNHKの料金は含まれないのか。新規則第6条第5項第3号（※）の「公共料金」の定義は「電気、ガス及び水道水その他これに準ずるもの」とあるが、なぜ相違があるのか。	電気、ガス、水道はいずれも電線、ガス管、水管が役務提供先に接続し、公益事業者が場所を定めて居住実態や事業実態に即して供給しているものです。一方で、NHKは、役務提供先に接続する設備を有さず、また、固定電話については転送が可能であるなど、これらは必ずしも場所を定めて居住実態や事業実態に即して供給されているものではありません。このため、本改正により、NHKの受信料や電話料金については、簡素化措置の対象となる取引に追加することとはしていません。

		<p>また、新規則第6条第5項第3号に規定する公共料金の領収証書については、「日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるもの」の公共性を踏まえ、あくまで本人確認書類を補完する書類としての効力を認めたものであり、簡素化措置の対象となるか否かとは観点異なります。</p> <p>※ 第6条第5項は、修正により、新規則第6条第2項になりました。以下別紙1において同じです。</p>
46	<p>「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として、学校教育法に定める小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料等が定められているが、同法の一部改正により、新たに同法第1条に規定された「義務教育学校」の入学金、授業料についても、「簡素な顧客管理を行うことが許容される」との理解でよいか。義務教育学校についても、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行うための学校であり、小・中学校と同様に扱うことが合理的であることから、追加を御検討願いたい。</p>	<p>御指摘のとおり、平成27年6月24日に学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が公布され、同法の施行日が平成28年4月1日とされたことを踏まえ、新規則第4条第1項第7号ニに「義務教育学校」を追加しました。</p>
47	<p>簡素な顧客管理が許容される取引として、学校教育法第1条に規定する学校が記載されているが、大学院は大学に含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
48	<p>「授業料その他これに類するもの」とあるが、「類するもの」とは、どのようなものが含まれるのか。</p> <p>例えば「教育資金の一括贈与」で対象となる資金を全て含むという解釈でよいか。</p>	<p>「その他これに類するもの」の具体例としては、施設設備費、実験実習費、図書費、学生互助会等の各種諸会費、各種保険料、寄付金及び協賛金等、その費目にかかわらず、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学</p>

		又は高等専門学校に対して支払われるものであって、入学金、授業料と同時に支払われるものが挙げられます。したがって、いわゆる「教育資金の一括贈与」で対象となる資金が全て含まれるものではありません。
49	「入学金、授業料その他これに類するもの」として、例えば制服代や修学旅行代など、必ずしも入学金、授業料と同時に支払われないが一般的に入学金、授業料に類すると事業者が合理的に判断したものも「その他これに類するもの」として認められるとの理解でよいか。	「その他これに類するもの」の具体例としては、施設設備費、実験実習費、図書費、学生互助会等の各種諸会費、各種保険料、寄付金及び協賛金等、その費目にかかわらず、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対して支払われるものであって、入学金、授業料と同時に支払われるものが挙げられます。このため、入学金、授業料と同時に支払われないものについては簡素な顧客管理は認められません。
50	海外の学校に対する入学金等の支払に係るものが対象となるか（「その他これに類するものの支払」に入るか）。もし対象とならないのであればなぜか。	海外の学校は、学校教育法の規制に服するものではなく、生徒の実在性等について、他の同法第1条に規定する学校と比較して同等の確からしさはないと考えられるため、取引時確認の簡素化の対象とはしていません。
51	日本の学校法人が、外国に設置した海外校について、学校教育法の適用がある場合には、当該海外校に対する入学金や授業料の海外送金についても、取引時確認は不要となるのか。 それとも、上記の海外校の場合には、学校教育法の適用があっても、取引時確認が必要か。	学校教育法第1条に規定する大学が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第57条の規定に従って外国に設けられた大学の海外校に対する入学金や授業料の海外送金についても、取引時確認は不要となります。
52	保険金支払を求める裁判等において、保険金を支払う旨の判決や裁判上の和解がある場合に、保険会社が保険金受取人に支払う場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の取	保険金の支払について、犯罪による収益の移転に非効率的である蓄財性の低いもの等は簡素な顧客管理を認めることとしていますが、裁判所の判決等に基づく支払であっても、

	<p>引時確認や確認記録の作成・保存は不要という理解でよいか。同様に、銀行等の金融機関が裁判所の判決等に基づき、(口座への送金ではなく) 200万円を超える現金払いをする場合も取引時確認は不要という理解でよいか。</p>	<p>保険や預金そのものは、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがあるため、簡素な顧客管理を認めることとはしていません。</p> <p>なお、通常、保険契約締結時に取引時確認が行われるため、新令第13条の規定により、それが疑わしい取引等に該当する場合を除き、保険金支払の際に改めて取引時確認を行う必要はありません。</p>
<p>53</p>	<p>「当該二以上の取引を一の取引とみなして、前項の規定を適用する」とされているが、敷居値以下に分割して取引を行っているのが一見して明らかであるものについて、「前項の規定」(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)を適用するというのは、誤りではないのか。</p>	<p>新規則第4条第2項は、同条第1項に規定する金額以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが明らかであるものは、一の取引とみなし、当該金額を超える場合には取引時確認の実施が必要となることを規定したものです。</p> <p>なお、規定振りについては、地方税法(昭和25年法律第226号)第73条の15の2を参考としています。</p>
<p>54</p>	<p>新規則第4条第2項において、二以上の取引について、取引金額を減少させるために当該取引を分割したものであることが「一見して明らか」な場合には、二以上の取引を一の取引とみなすとされているが「一見して明らか」という判断基準が不明確であるので、該当するケースと該当しないケース等の判断基準を示してほしい。また、リース物件の購入先や設置場所、引渡時期等が異なる場合に、同一顧客との間で、購入先や設置場所、引渡時期ごとにファイナンス・リース契約を分割することがあるが、このような場合は、合理的な理由があるものとして、一の取引としてみなさないことを明確にすべきである。</p>	<p>「一の…取引を分割したものであることが一見して明らかであるもの」としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顧客から現金で12万円の振込みを依頼されたため、取引時確認を実施しようとしたところ、顧客が6万円の振込みを2回行うよう依頼を変更した場合における当該2回の取引</li> <li>○ 顧客から300万円を外貨に両替するよう依頼されたため、取引時確認を実施しようとしたところ、150万円を2回に分けて両替するよう依頼を変更した場合における当該2回の両替</li> </ul> <p>といった取引が該当すると考えられますが、個別の取引がこれに該当するか否かについては、各特定事業者において、当該取引の態様や各事業</p>

		<p>者の知識や経験、商慣行をもとに適宜判断されることとなります。</p> <p>また、合理的な理由の有無にかかわらず、二以上の取引が「1回当たりの取引の金額を減少させるため」に行われた場合は一の取引とみなされることとなりますが、御指摘のような場合は、通常、「1回当たりの取引の金額を減少させるため」に行われた場合には該当しないものと考えます。</p>
55	<p>新規則第4条第1項第9号及び関連告示にてスイフトによるコルレス口座開設（預金の受入れを内容とする契約の締結）にも簡素な顧客管理が認められることになると思料するが、一方で新規則第28条では、コルレス口座開設に際して取引時確認が求められる。同一取引に際して複数の確認義務があると実務上支障を来すので、新規則第4条により許容される「簡素な顧客管理」と新規則第28条で求められる「外国所在為替取引業者との契約締結に際して行う確認の方法」は同一水準の確認が要求されることになることを確認したい。</p>	<p>新規則第28条はコルレス契約の締結に際し、相手方がいわゆるシェルバンクではないこと等を確認する方法を定める一方、新規則第4条は簡素な顧客管理を行うことが許容される取引を定めるものであり、趣旨が全く異なる規定であるため、それぞれの条において、確認義務の内容に重複や矛盾はありません。</p>
<b>▼顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引について(新規則第5条関係)</b>		
56	<p>「著しく異なる態様で行なわれる取引」という表現では主観が相当程度入る余地があると思われる。実務的なガイドライン、業界での指針などを提示していただく必要があると思う。それがないのであれば、回答で一定の目安を示していただきたい。これらが無い場合には特定事業者が各自で定めるしかないと思うがそのような理解でよいのか。</p>	<p>「同種の取引の態様と著しく異なる態様」とは、例えば、「疑わしい取引」に該当するとは直ちに言えないまでも、その取引の態様等から典型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資産や収入に見合っていると考えられる取引ではあるものの、一般的な同種の取引と比較して高額な取引</li> <li>○ 定期的に返済はなされているものの、予定外に一括して融資の返済が行われる取引</li> </ul>

		<p>等の業界における一般的な知識、経験、商慣行等に照らして、これらから著しく乖離している取引等が含まれます。</p> <p>これに該当するか否かの判断は、特定事業者が有する一般的な知識や経験、商慣行を踏まえて行われることとなります。また、本条のこのような特質に鑑み、現時点では、統一的なガイドラインを作成する予定はありません。</p>
57	<p>「同種の取引の態様と著しく異なる」かどうかについての調査の範囲、判断は、特定事業者の通常の業務の範囲（例えば、営業担当者による顧客等の担当者に対するヒアリング及び顧客等の担当者による申告等）で行うことで足り、特別の調査や証明資料の収集・保存等を要しないという理解で誤りはないか。</p>	<p>御指摘のような特別の調査や証明資料の収集・保存等は要しません。</p>
58	<p>取引時確認が必要な取引として、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」（新規則第5条第2号）が追加されているが、「特定事業者が顧客等との間で特定業務に係る取引を行う場合において、合理的な理由なく、当該取引と同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」と規定してほしい。</p> <p>また、ファイナンス・リース事業者の対象取引は「ファイナンス・リース契約の締結」とされているが、新令第7条第1項において、「対象取引以外の取引」が追加されたことから、当該顧客との間のファイナンス・リース以外の取引（割賦・延払等取引等）、他のファイナンス・リース事業者との取引まで取引時確認に含まれると解釈される懸念があり、特定業務（ファイナンス・リース業務）に係る取引という</p>	<p>「同種の取引の態様と著しく異なる態様」に該当するか否かの判断は、特定事業者が有する一般的な知識や経験、商慣行を踏まえて行われることとなります。したがって、例えば、顧客等から当該取引を行うことについての説明が得られるなどして、「同種の取引の態様と著しく異なる態様」と認められない合理性や必然性があるならば、取引時確認を行う必要はありません。また、本条は、そもそも、新令第7条第1項及び第9条第1項の規定により、特別の注意を要する取引を定めるものであり、取引時確認の対象となる取引は特定業務に係る取引であることは、新法第4条第1項の規定により明らかです。</p>

	趣旨を明確にすべきである。 また、ファイナンス・リース取引において、リース会社と顧客との合意により、特約等で通常のファイナンス・リース取引と異なる態様で取引が行われることもあるが、合理的な理由があれば、「特別の注意を要するもの」として取り扱う必要性はないと考えられる。	
59	特別の注意を要する取引について、取引時確認を行い、その上で「疑わしい取引」（新法第8条）に該当する場合は、その届出を行うという理解で誤りはないか。	そのとおりです。
<b>▼顧客等の本人特定事項の確認方法について(新規則第6条関係)</b>		
60	健康保険証又は年金手帳等を、また、住民票の写し又は戸籍謄本等を本人確認書類とする場合に確認方法に差異がある背景を御教示頂きたい。	健康保険証又は年金手帳は一を限って発行されるのに対し、住民票の写し、戸籍謄本等は一を限って発行されるとは限らないため、確認方法に差異を設けています。
61	新規則第6条第1項第1号ロでは、取引関係文書は書留郵便等により転送不要郵便物として送付する旨規定されているが、顧客が旅行等で不在等の理由により返送された場合、再度同じ方法で郵送すべきなのか。この場合、証跡等を残すか否かは各金融機関の判断との理解でよいか。	転送不要郵便が返送された場合、取引時確認が完了していないこととなるため、再度同じ方法で郵送するか、顧客等が長期不在の場合等で、この方法により難しいときは、異なる方法で改めて取引時確認を行う必要があります。また、確認記録は取引時確認を行った場合に作成するものであり、取引時確認が未了の段階で確認記録を作成する必要はありません。
62	自然人との非対面取引における本人特定事項の確認方法に関して、インターネット経由によるクレジットカードの申込み等について、カードを転送不要の本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で発送した際、顔写真なし本人確認書類に加えて公共料金の領収書等の提示を受けた情報を記録・保存する必要があると考えてよいか。	クレジットカードを新規則第6条第1項第1号へに規定する方法により送付した場合、公共料金等の領収証書等の補完書類の提示を受ける必要はありません。

63	<p>「顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法」について、顔写真のない本人確認書類の提示を受けることにより本人特定事項を確認する場合について、今回、追加的な確認措置を講ずるよう定められたが、運転免許証の取得率減少等により、本人確認書類が限定的になるのは、消費者の利便性を損なうおそれがあるため、マネー・ローンダリングなど犯罪のリスクが低いと考えられる金額の融資（例えば融資金額10万円未満等）については、追加的な確認措置を講ずる必要がないなどの対応を検討していただきたい。</p>	<p>御指摘のような取引であっても、マネー・ローンダリング等のリスクが全くないわけではなく、適切な取引時確認を行う必要があるため、顔写真のない本人確認書類の提示を受けた場合には追加的な確認措置が必要となります。</p>
64	<p>「本人確認書類のうち次条第1号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法」について、一方の書類のみ現在の住居の記載があれば、他方の書類についてその現在の住所の記載がない（旧住所等）場合の補完の要否について、必要とするならば明示願いたい。</p>	<p>御指摘のような場合、補完措置は不要です。</p>
65	<p>「同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類の提示を受ける方法」とあるが、ロ、ニ、ホのうちから2以上の書類を受け入れる方法は許容されないということか。</p>	<p>新規則第7条第1号ロ（一を限り発行又は発給されたものを除く。）、ニ又はホに掲げる本人確認書類のうちから2の書類を受け入れる方法は許容されません。</p>
66	<p>「本人確認書類のうち次条第1号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類…の送付を受けて」について、本人確認書類の提示を受け、かつ、それ以外の本人確認書類1点の送付を受ける場合一方の書類のみ現在の住居の記載があれば、他方の書類についてその現在の住所の記載がない（旧住所等）場合の補完の要否について、必要とするならば明示願いたい。</p>	<p>御指摘のような場合、補完措置は不要です。</p>

67	<p>① 「写真なし証明書」の提示を受けた場合で、他の本人確認書類（補完書類）又はその写しの送付を受ける取扱いを行う際は、先に対面取引で提示を受けた「写真なし証明書」に関する記録を残し、後刻、他の本人確認書類（補完書類）の送付を受けることにより、本人特定事項の確認が完了となると理解すればよいか。</p> <p>② 他の本人確認書類（補完書類）の送付を受けるまでの間は、特定取引は一切行うことができないものと理解されるか。</p>	<p>① そのとおりです。</p> <p>② 取引時確認は、取引の性質等に応じて合理的な期間内に完了すべきであり、取引開始後、新規則に定められた方法により取引の性質等に応じて合理的な期間内で取引時確認を行うことが可能と考えられることから、他の本人確認書類（補完書類）の送付を受けるまでの間、一切特定取引が行えないと解する必要はありません。</p>
68	<p>法人の本人特定事項の確認方法として、特定事業者が自ら外国の政府機関が運営するインターネットサイトにアクセスし、登記情報等の本人特定事項を取得する方法を認めてほしい。F A T Fは” reliable, independent source documents, data or information ”を用いて確認することとしているが、外国の政府機関が運営するインターネットサイトから得る登記情報は、十分に信頼に足るものとして海外では広く受け入れられており、それゆえ、わざわざ証明書を発行しない国もある。特定業者が自ら取得する限りにおいては偽造のおそれもないと考える。</p> <p>履歴事項証明書等については、顧客自身が公に開示しているものであるため、特定事業者が法務局で取得する場合、提示を受けたものと取り扱っても差し支えないか。また、海外の金融機関の場合、外国の金融監督機関によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている場合、その本人確認情報を確認することで足りることとしていただきたい。</p>	<p>本人確認書類については、少なくとも顧客等が自らその真正性を確認した上で特定事業者に対して提示又は送付することが必要であると考えます。したがって、「提示」に該当するというためには、特定事業者が顧客等に代わって登記事項証明書を取得した場合であっても、当該証明書を代表者等と対面で直接確認することが必要であると考えます。</p> <p>また、基本的な考え方としては、書類の真正性を厳格に確保するなどの観点から、提示や送付の対象となる書類は、官公庁等が正当な権限に基づき発行した公的証明書に限られることとしています。したがって、単にウェブサイトからダウンロード又は印字した情報の閲覧を本人確認方法として認めることは難しいと考えます。</p>
69	<p>新規則第6条第2項では「当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等の</p>	<p>そのとおりです。</p>

	現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け」と規定されている。例えば健康保険証の裏面に住居を手書きしている場合、本人確認書類と取り扱うことについて特段問題はないと理解しているが、念のため確認したい。	
70	新規則第6条第2項において、「同項第1号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類の提示を受ける場合を…除く」とあるが、保険証と補完書類の提示を受け、保険証に現在の住居の記載がない場合で補完書類に現在の住居の記載がある場合は、更に追加で補完書類を受け入れる必要はないという理解でよいか。	そのとおりです。
71	新規則第6条第5項において、補完書類とは、領収日付の押印等があるもので「その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る」と規定されているが、ここで言う「送付を受ける日」とは、補完書類等が金融機関に到着した日との理解でよいか、確認したい。	そのとおりです。
72	公共料金の領収証書については、発行元によってその記載事項（住所等）が異なる場合があるが、補完書類として一律に認められるとの理解でよいか。	現在の住居の記載がない公共料金の領収証書は、補完書類として用いることはできません。
73	新規則第6条第5項第5号では「国際機関の発行した書類その他これに類するもの」と規定されているが、「これに類するもの」とは具体的にどのような書類を想定しているのか。	例えば、外国の国営企業が発行する公共料金の領収証書がこれに該当します。
74	新規則第6条第5項第5号で規定する本人確認書類のうち第7条第1号又	例えば、米国、英国等の運転免許証等がこれに該当します。

	は第2号に定めるものに準ずるものとは、具体的な例はあるのか。	
75	<p>補完書類として海外の公共料金領収証書を追加していただきたい。</p> <p>特定事業者が外資系企業の場合、非居住者の（海外居住の）顧客が多いが、現状本人確認書類として利用できる書類や現地の制度（例えば、運転免許証に住所の記載がない、私書箱が住所として使われるなど）が日本と異なり、さらに、補完書類として海外の公共料金の領収証書が使えないなど、制約が大きい。後者の点については、①信憑性の問題は本国のものであれば容易に確認できるであろうし、②海外の政府による公共事業であれば信頼ができ、その領収証書が使えるとの従前からの説明はあるが、日本でもガス・電気事業は私企業が行っているため、平仄がとれない。</p>	御指摘の書類については、外国の国営企業が発行するものを除き、特定事業者においてその真正性の判断が困難であることを踏まえ、現行において「補完書類」に該当しないと整理されているところ、今回の改正によりこれを変更していません。
76	<p>「補完書類」とは、「領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る」とあるが、この基準が満たされている国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収証書は、各納付書に付随している領収証書式ではなく、銀行が発行した領収証書でも同様に「補完書類」として取り扱うことは可能か（当該銀行発行領収証書には、各納付書の画像データも掲載されている）。</p>	御指摘の領収証書の詳細が明らかではないことからお答えすることは困難です。
77	<p>健康保険証等を補完する書類として、新規則第6条第5項第1号ないし第3号に税金の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書が定められているが、「公共料金の請求書や口座振替のお知らせ」を顧客から提示を受ける可能性が高いため、追加を御検討いただきたい。</p>	補完書類については、従前より居住実態が確実に裏付けられる領収証書等を認めており、公共料金の請求書や口座振替のお知らせを認めることは予定していません。

78	<p>新規則第6条第5項第3号では「公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道その他これに準ずるものに係る料金）」と定められているが、「その他これに準ずるもの」の具体例をお示しいただきたい。例えば、「固定電話料金」「携帯電話料金」「NHK受信料」も「その他これに準ずるもの」と取り扱うことは可能か。</p>	<p>固定電話料金、NHK受信料については、「その他これに準ずるもの」として取り扱うことは可能ですが、携帯電話料金の領収証書については、必ずしも居住実態に即して発行されるものとはいえないことから、「その他これに準ずるもの」として取り扱うことはできません。</p>
79	<p>税金や公共料金の領収証書は、各世帯につき1通、世帯主宛てに発行されることがほとんどと考えられる。いわゆる証明弱者が存在することを鑑み、例えば、世帯主の配偶者についても、世帯主宛ての「税金や公共料金の領収証書」を補完書類として使用できるよう、追加を御検討いただきたい。</p>	<p>例えば、顧客等から、顧客等と姓が同じ者の氏名が記載された領収証書の提示を受けたとしても、特定事業者において、それが当該顧客等の配偶者のものであるという真正性を確かめることが困難であるため、顧客等と名義が異なる者の氏名が記載された書類を補完書類として認めることは適当ではないと考えます。</p>
80	<p>「公共料金の領収証書」について、以下の解釈でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気料金は一般電気事業者のほか、今後控えている電力自由化による、新たな類型の事業者が発行した領収証書も含まれる。</li> <li>○ ガス料金は都市ガスのほかにプロパンガスの領収証書も含まれる。また、ガス自由化についても現在検討されている経緯を踏まえ、今後、新たな類型のガス事業者が認められた場合は、当該事業者が発行する領収証書も含まれる。</li> <li>○ 水道料金は水道局のほか、水道局より回収を委託された事業者が発行した領収証書も含まれる。</li> </ul>	<p>いずれもそのとおりです。</p>
81	<p>顔写真の無い本人確認書類に係る本人確認方法で保険証、年金手帳での対応が強化されるが、各行政における顔写真付証明書（例：市の高齢者バス無料乗車証）について住所の記載がないものについても、保険証等を併用して</p>	<p>住所の記載がない証明書については、本人確認書類及び補完書類として用いることは認められません。</p> <p>また、各自治体から発行される証明書の記載事項については各自治体において判断されるものです。</p>

	<p>用いることができるようにしてほしい。</p> <p>自治体が発行する各種証明書について、発行の際に住所・氏名・生年月日の記載をすることを義務付けてほしい。</p>	
82	<p>顔写真・住所・氏名・生年月日のいずれかの記載が無い場合、複数の証明書類での確認で可能とすることで願いたい。</p>	<p>顔写真のない本人確認書類が提示された場合の確認方法については新規則第6条で規定しているとおり、例えば、保険証＋年金手帳等の複数の証明書類による確認が認められます。しかし、住所・氏名・生年月日のいずれかの記載がない場合に、複数の証明書の確認で可能とすることは、本来、これらの記載が必要であることに鑑み、困難です。</p>
83	<p>10万円を超える現金での金融機関窓口振込みにおいて、今までは年金手帳のみの提示でよいとしていたところ、改正後は本人の顔写真がない場合、転送不要郵便の送付以外の方法では、例えば、「年金手帳＋健康保険証」が必要となる解釈でよいか。</p> <p>また、この場合、確認記録の記載としては、どちらか一方の本人確認書類でよいか。</p> <p>さらには、未成年者が振込依頼人として来店する場合、「健康保険証＋母子手帳」しか手立てがないという考え方でよいか。</p> <p>加えて、引っ越しなどにより、母子手帳記載の住所と健康保険証記載の住所が必要となる場合、窓口での現金振込みは受け付けられないという解釈でよいか。</p>	<p>本人確認書類として年金手帳の提示を受けた場合は、転送不要郵便の送付以外の方法では、これに加えて、健康保険証等の異なる本人確認書類又は公共料金の領収証書等の補完書類の提示や送付を受ける必要があります。</p> <p>また、この場合には、提示又は送付を受けた全ての書類を確認記録に記載する必要があります。</p> <p>また、未成年者が利用し得る本人確認書類としては、健康保険証や母子手帳のほか、戸籍謄本や住民票の写し、個人番号カード、運転免許証等も考えられ、引っ越し等により本人確認書類記載の住所と現住所が異なる場合は、改めて現住所が記載された住民票の写し等の提示又は送付を受ける方法や転送不要郵便を送付する方法により取引時確認を行うことが可能です。</p>
84	<p>本人確認書類については、以下のような取扱いを検討できないか。</p> <p>○ 日本国政府の承認した国の政府機</p>	<p>外貨両替や貴金属の現金・現物売買等の一回的取引を行う短期滞在の外国人については、住居の記載のな</p>

	<p>関又は登録金融機関の取引担当者においては、住居に代えて居住国又は国籍の確認を認める。</p> <p>○ 転送不要郵便の送付又は確認された住所の訪問による取引関係文書の交付に加え、適切な第三者による認証を認める。</p> <p>転送不要郵便については、犯罪があった場合の追跡を可能にする、盗難や偽造による本人確認書類を用いた不正口座開設を防止するといった効果がある。一方で、例えばFATF加盟国の政府機関や登録金融機関が顧客である場合に、その取引担当者を顧客とみなし取引担当者の住居に宛てて転送不要郵便を送付することは、代理権が確認できている場合において、どのような犯罪リスクの軽減を考慮しているのか。</p> <p>転送不要郵便の送付による本人確認書類の真正性の確認については、適切な認証者による認証(Certified True Copy)で代替することはできないのか。</p>	<p>い旅券以外に本人確認書類を有していない場合があることから、特例的に、住居の代わりに国籍と旅券等の番号の確認で足りることとしています。それが、それ以外の者については、顧客等を特定し、資金トレースを可能とする観点から、引き続き官公庁（本邦に住居を有しない外国人にあっては、外国政府又は国際機関を含む。）の発行する書類により住居の確認を求めています。</p> <p>また、顔写真の貼付のない本人確認書類は、当該書類の持参人が真にその名義人と同一であるかという点において、顔写真が貼付されている書類と比べて劣るため、二次的な確認措置として取引関係文書の送付等の方法を求めているものです。したがって、顧客等からの権限の委任を確認した代表者等であっても、当該規制の例外とすることは適当ではないと考えます。</p> <p>また、「適切な認証者による認証」について、具体的にどのようなものを想定されているのかが明らかではありませんが、今回の改正以上の更なる確認方法を追加することとはしていません。</p>
85	<p>現行案では、本人確認書類の類型が細分化され、それぞれに対する提示と写しの送付の場合の二次的な確認措置の組み合わせが拡充した結果、運用上の選択肢が増えた一方、運用ミスを防ぐための策を講じる必要があると思う。</p>	<p>御意見のとおり、事業者において確認漏れ等を防ぐための措置が適切に講じられる必要があると考えます。また、今後、分かりやすい広報資料の作成に努めるとともに、各種媒体を通じた広報活動を行ってまいります。</p>
86	<p>未成年者は本人確認書類が少ない上に顔写真付きの確認書類がない。マイナンバー制度開始後も所持される方は限定されると考えられるので、親権者が代理人として顔写真付きの確認書類</p>	<p>顧客等を特定し、資金トレースを可能とする観点からは、顧客等の確認が不可欠であり、御指摘のような方法は認められません。</p>

	<p>を提示された場合は転送不要郵便による確認が不要といった事務手続の簡素化をしてほしい。</p>
<p><b>▼本人確認書類について(新規則第7条関係)</b></p>	
<p>87 個人番号カードの提示又は写しの送付を受ける際、個人番号の取扱いや運用上の注意点があればお示しいただきたい。</p>	<p>個人番号をその内容に含む個人情報収集等は番号利用法に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要があります。</p> <p>個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要です。</p> <p>なお、個人番号カードが本人確認書類として用いられた場合における新規則第20条第1項第11号に掲げる記録事項については、個人番号以外の事項（例えば発行者や有効期間）を記載することとなります。</p>
<p>88 通知カードは本人確認書類には該当するという理解でよいか。</p>	<p>番号利用法第7条第1項に規定する通知カードは、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためだけに発行されるものであること、また、番号利用法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、本人確</p>

		<p>認書類として取り扱うことは適当でないとの見解が内閣府及び総務省から示されたことから、国家公安委員会等が指定する書類を本人確認書類及び補完書類から除外することとし、国家公安委員会等の告示において、本人確認書類及び補完書類から除外する書類として通知カードを定めました。</p>
89	<p>本人確認書類から住民基本台帳カードが除外されたのは、個人番号カードに一元化されるためか。</p>	<p>本人確認書類から住民基本台帳カードを削除したのは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正により、住民基本台帳カードの発行が行われなくなるためです。</p>
90	<p>住民基本台帳カードが削除されているが、事業者側では住民基本台帳カードに代わる個人番号カードの交付の有無は知る手段がないため、住民基本台帳カードについては、本人確認書類として有効期限内まで認めていただきたい。仮に認められない場合は、個人番号カードの交付の有無を確認する方法を御教示いただきたい。</p>	<p>発行済みの住民基本台帳カードについては、その効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなすこととする旨の経過措置を改正命令の附則に設けています（附則第2条）。</p> <p>なお、住民基本台帳カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けた場合には、当該住民基本台帳カードを返納しなければならないこととされているため、個人番号カードの交付を受けた者が住民基本台帳カードを所持していることは想定しておりません。</p>
91	<p>「個人番号カード若しくは旅券等又は身体障害者手帳」の「旅券等」は、旅券以外にどのような書類を想定しているのか。また、新規則第8条第2項及び第20条第1項第24号では、「旅券等」ではなく、「旅券」とされているが、本規定とどのような理由から規定振りを変えているのか。</p>	<p>新規則第6条第1項第2号において、「旅券等」とは、旅券又は乗員手帳をいうと規定されています。</p> <p>なお、新規則第8条第2項及び第20条第1項第24号は、在留期間等の確認に関する規定であることから、これら規定ではその記載がなされる旅券及び許可書に限って規定しています。</p>
92	<p>住居の記載のない旅券については、在留期間3月以下で在留カードの交付</p>	<p>一定の取引の際に住居の記載のない旅券による本人確認を可能とする</p>

	<p>を受けられないが、他に有効な本人確認書類を持ち合わせていない可能性が高い、短期滞在の外国人用の本人確認書類として、法令上、措置されたものと理解している。</p> <p>しかし、在留期間3月以下で、日数換算した在留期間が90日超の外国人の場合、使用できる本人確認書類が何もない可能性があることから、「90日」を「3月」に改正していただきたい。</p> <p>このような外国人については、住居を確認できる他の本人確認書類や補完書類を所持している可能性が低く、新規則第8条第2項の条文の規定内容のままでは、取引時確認を履行できず、取引に応じることができなくなる可能性が高いことから、当該条文制定の本来の趣旨に沿った規定振りとしていただくよう、当該条文の改正をお願いする。</p>	<p>外国人については、短期滞在の外国人観光・ビジネス客を想定しています。短期滞在以外の在留資格については、御指摘のように3月等が在留期間の単位となっておりますが、これらの者が、90日の在留期間を超える場合に特定取引を行う場合には、従前どおり住居について確認していただくこととなります。</p>
<b>▼実質的支配者について(新規則第11条関係)</b>		
<p>93</p>	<p>実質的支配者の確認については、新規則第11条第2項に定める実質的支配者に該当する自然人についての確認のみで足り、当該自然人と顧客との間に資本関係を持つ法人が複数存在する場合であっても、これらの法人の確認(本人特定事項・資本関係図等)は不要であり、あくまで当該自然人についての情報に関する顧客からの申告に依拠すればよいという理解でよいか。</p>	<p>特定事業者が確認記録に顧客等と実質的支配者との関係を記録し、また、申告内容の合理性を判断する上で必要と考えられる場合には、実質的支配者と顧客等との間に複数存在する法人の情報を確認する必要があると考えますが、これらの法人の本人特定事項や企業グループの資本関係図についてまで確認する必要はありません。</p>
<p>94</p>	<p>実質的支配者を特定する方法は、議決権の直接保有・間接保有の別を問わず、取引の相手方である顧客の取引担当者から申告を受ける方法で差し支えないという理解で誤りはないか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>顧客等は、自らの実質的支配者がいずれの者であるか、その事業活動を通じて知り得たあらゆる情報を基に判断し、代表者等がその実質的支配者の情報を申告することとなります。</p>
<p>95</p>	<p>新規則第11条第2項第1号の「直接若しくは間接に有している場合」につ</p>	<p>そのとおりです。</p>

	<p>いては、Immediate Beneficial Owner（現行法の実質的支配者である1階層上の所有者）だけでなくUltimate Beneficial Owner(最終的な所有者：UBO)の確認が必要という理解でよいか。</p>	
96	<p>例えば純投資目的等で信託を利用して非上場法人の株式に係る議決権が保有されている場合、受託者である信託銀行等は当該非上場法人の取引先である特定事業者から実質的支配者を問われることが考えられるが、こうした純投資目的等で利用される信託は、当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかであるため確認対象の実質的支配者から除外されるという理解でよいか。</p>	<p>信託を通じて法人の議決権を有する者のうち、純投資目的で利用していることが明らかである場合には、法人の事業経営を支配する意思又は能力を有していないことが明らかであることから、当該者は実質的支配者には該当しないと考えられます。</p>
97	<p>新規則第11条第2項第1号、第3号イの「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」として、どのような場合が想定されるか。</p>	<p>例えば、信託銀行が信託勘定を通じて4分の1を超える議決権等を有する場合や、4分の1を超える議決権等を有する者が病気等により支配意思を欠く場合のほか、4分の1を超える議決権等を有する者が、名義上の保有者に過ぎず、他に株式取得資金の拠出者等がいて、当該議決権等を有している者に議決権行使に係る決定権等がないような場合が考えられます。</p>
98	<p>新規則第11条第2項第1号、第3号イの「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」について、どのように判断すればよいか。議決権等を有する者の「自分は事業経営を支配するつもりはない」という主観的な意思については考慮しないという理解でよいか。</p>	<p>事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないかどうかについては、議決権等を有する者の主観のみを基に判断されるものではなく、当該者の属性や当該者と顧客等との関係性等の客観的要素をも踏まえた上で判断する必要があります。</p>
99	<p>新規則第11条第2項第1号、第3号イの「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」に、自然人が顧客等の役員等に該当しない場合が含まれるか。</p>	<p>自然人が顧客等の役員等（会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項に規定する役員等、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第111条第1項に</p>

		規定する役員等その他の役員等をいう。)に該当しない場合であっても、主要株主等の立場を利用して事業経営を実質的に支配することは可能と考えます。
100	新規則第11条第2項第2号、第3号の「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」として、どのような者が想定されるか。	例えば、法人の意思決定に支配的な影響力を有する大口債権者や取引先、法人の意思決定機関の構成員の過半を自社から派遣している上場企業、法人の代表権を有する者に対して何らかの手段により支配的な影響力を有している自然人が考えられます。
101	資本多数決法人において、仮に50%ずつの議決権付株式を保有する法人が存在する場合、当該法人株主の議決権を有する者が全て自然人で、その議決権のいずれもが50%以下である場合、「当該資本多数決法人には実質的支配者は存在しない」という理解でよいか。	御指摘の事例においては、新規則第11条第2項第1号に定める自然人は存在しないこととなり、同項第2号に定める自然人がいればその者が、いない場合は同項第4号に定める自然人が実質的支配者となります。
102	新規則第11条第2項第2号の「資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）」とはどのような法人を指しているのか。	新規則第11条第2項第2号の「資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）」とは、4分の1を超える議決権を直接又は間接に有する自然人の存在が認められない資本多数決法人（株式会社、投資法人、特定目的会社等）を指しています。
103	資本多数決法人の実質的支配者について、新規則第11条第2項第2号の確認は、同項第1号に該当する自然人がない場合のみ確認をするという理解でよいか。	そのとおりです。
104	実質的支配者について、以下の理解でよいか。 ① 自然人Aが、B社の50%を超える議決権を保有しており、B社は特定事業者の顧客等であるC社の25%を超える議決権を保有している場合は、AはC社の実質的支配者に該当する。	① そのとおりです。 ② そのとおりです。 ③ 議決権の直接保有部分と間接保有部分を合算すると40%となるため、AはC社の実質的支配者に該当します。 ④ B社、D社、E社を通してAが間接的に保有する議決権割合が60

	<p>② 自然人Aが、B社の50%を超える議決権を保有しており、B社は特定事業者の顧客等であるC社の議決権の20%を保有している場合は、AはC社の実質的支配者に該当しない。</p> <p>③ 自然人Aは、特定事業者の顧客等であるC社の議決権の20%を直接保有している。さらにAは、C社の議決権の20%を保有するB社の50%を超える議決権を保有している。この場合、B社はC社の議決権の20%を保有するにとどまるため、AはC社の実質的支配者には該当しない。</p> <p>④ 自然人Aは、B社、D社、E社の50%を超える議決権をそれぞれ保有している。また、B社、D社、E社は、特定事業者の顧客等であるC社の議決権をそれぞれ20%保有している。この場合、AはC社の実質的支配者には該当しない。</p>	<p>%となるため、AはC社の実質的支配者に該当します。</p>
105	<p>資本多数決法人において、単独で4分の1を超える議決権を有する者がいない場合であっても、株主の中に法人が含まれる場合には、その間接保有分を確定するために、原則として当該法人株主の全てについて、これらを新規則第11条第3項第2号に規定する支配法人とする自然人の有無を確認する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
106	<p>法人株主を何代かにわたって遡る必要がある場合、顧客等の中には、当該自然人の有無を承知しておらず、調査困難との回答が返ってくる可能性も十分に考えられる。また、自然人の有無を確認できたとしても、当該自然人が外国PEPsに該当するか否かについては、調査困難との回答が返ってくる可能性が高いと考えられる。</p> <p>このようなケースでは、特定取引を行うことはできないということになる</p>	<p>4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人が確認できない場合には、新規則第11条第1項第2号に定める自然人がいるときはその者の、いないときは同項第4号に定める自然人を実質的支配者とする事となります。</p> <p>また、実質的支配者が外国PEPsに該当するか否かは、各特定事業者において合理的と考えられる方法により確認がなされることとなり、</p>

	のか。	確認ができた範囲内において厳格な顧客管理を行うこととなります。
107	<p>資本多数決法人Xにおいて、2分の1を超える議決権を有する自然人Aと、4分の1を超える議決権を有する自然人Bがいる場合で、AがXの事業経営を実質的に支配する意思又は能力を欠いているという場合、Xの実質的支配者の判定は下記のいずれの方法で行うのか。</p> <p>① Aを初めから存在しなかったものとして、新規則第11条第2項第1号に基づきBを実質的支配者とするのか。</p> <p>② Xを支配する意思又は能力に欠けるAが2分の1を超える議決権を有することをもって、Bは同号による判定の対象外となり、同項第2号、第4号の順で判定していくのか。</p>	御質問のケースの場合、②の方法により実質的支配者を判定することとなります。なお、御質問のBは、新規則第11条第2項第2号に該当する者となる可能性があります。
108	新規則第11条第2項第3号の「資本多数決法人以外の法人」とは、具体的にどのような法人が該当するのか。	資本多数決法人以外の法人には、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等が該当します。
109	「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響を有すると認められる自然人があるもの」については、評価的概念であり、現実の認定は非常に難しい。例えば、新規則第11条第2項第1号や第3号を参考にして、これと同様の意思決定権限を有すると認められる事案について確認するというような扱いは許容されるのか。	新規則第11条第2項第1号又は第3号イに該当する自然人と同等の意思決定権限を有する者については、それぞれ同項第2号又は第3号ロに該当する自然人に該当すると考えられます。
110	一般社団法人等においては、新規則第11条第2項第3号イの「当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を	<p>① そのとおりです。</p> <p>② そのような対応方法も認められます。</p>

	<p>有していると認められる自然人」については、法人登記において記載事項にはなっておらず、定款の定めにあるのみである。この確認について、特定事業者としては、定款の定めまで確認するというのには実務上無理がある。</p> <p>① この点の確認については、特定事業者において定款の確認までを要する趣旨ではないという理解でよいか。</p> <p>② 新規則第11条第1項に定める申告による確認として、「当該法人の事業から生ずる収益又は事業に財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人はいますか？ いる場合には、その者の本人特定事項を記載して下さい。」というアンケートに代表者等から答えをもらうという対応で足りるという理解でよいか。</p>	
111	<p>一般社団法人等の定款においては、次のような残余財産の帰属の定めがよく見られる。</p> <p>(モデル定款例)</p> <p>第〇条 当法人の残余財産は、総会の決議により、次に掲げる者の全部又は一部に帰属させるものとする。</p> <p>一 国</p> <p>二 〇〇県</p> <p>三 独立行政法人〇〇</p> <p>四 当法人と同様の目的を有する公益社団法人</p> <p>このような定めがある法人の場合、上記各号に当たる者は、新規則第11条第2項第3号の「当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人」に該当するの</p>	<p>清算時の残余財産の帰属先について、国、地方公共団体等とする旨が定款に記載されていた場合であっても、国、地方公共団体等が、取引時確認の時点において、一般社団法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していなければ、実質的支配者には該当せず、新規則第11条第2項第3号ロに該当する者がいればその者を、いない場合は同項第4号に該当する者を実質的支配者として本人特定事項や顧客等との関係を確認することとなります。</p>

	か。「総会の決議により」「全部又は一部」というところは、新規則第11条第2項第3号との関係でどう評価したらよいか。	
112	資本多数決法人以外の法人の場合に、「当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる」という点については、当該法人による申告ベースで受け入れればよいか。または何らかの具体的な書面をもって確認することとなるか。	申告によることとなります（新規則第11条第1項）。ただし、特定事業者の知識、経験及びその保有するデータベース等に照らして合理的でないと認められる者を実質的支配者として申告している場合には、正確な申告を促す必要はあると考えます。
113	新規則第11条第2項第3号イの「権利を有していると認められる」の「認められる」という文言を用いる理由は何か。取引時における特定事業者の主観的認識を重視するという意味か。	取引時確認の時点において、収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有する者が確定していない場合があることから、規定したものです。
114	新規則第11条第2項第3号ロについては、評価的な規定で特定事業者としての判断が困難である。同号ロは、経済的利益を重視する同号イに準じたものとして理解すべき条項なのか、それとも意思決定権限をどの程度支配しているかという点を重視すべきなのか。また、同号ロの該当性の判断は、特定事業者の取引の実情に合わせ、新規則の趣旨に沿ったものであればよいという理解でよいか。	資本多数決法人以外の法人は、収益の配当等の帰属のみでは実質的支配者の判断が困難な場合があることから、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人についても、実質的支配者として規定しています。この「支配的な影響力」については、意思決定権限の支配の程度を重視することとなります。 なお、実質的支配者に関する情報については、顧客等の代表者等からの申告によるものとなりますが（新規則第11条第1項）、特定事業者の知識、経験及びその保有するデータベース等に照らして合理的でないと認められる者を実質的支配者として申告している場合には、正確な申告を促す必要はあると考えます。
115	新規則第11条第2項第3号イに該当する者と同号ロに該当する者がそれぞれ	そのとおりです。

	れ存在する場合、その両方について申告を求める必要があるか。	
116	<p>① 新規則第11条第2項第4号の「当該法人を代表し」とあるのは、資本多数決法人の場合、その法人において代表権を有する取締役（代表取締役）という理解でよいか。</p> <p>② 議決権保有割合が4分の1に満たないものの大株主が存在するケースにおいても、代表取締役を「業務を執行する自然人」とし、「当該法人の代表」とするとの理解でよいか。</p> <p>③ 当該法人において代表権を有する取締役が複数名存在する場合は、代表権を有する取締役全員の本人特定事項を確認・記録する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>① 取締役会を置く会社の場合であれば、そのとおりです。</p> <p>② 御質問の趣旨が明らかではありませんが、4分の1を超える議決権を有する自然人がいない場合には、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合には当該者が、いない場合には当該法人を代表し、その業務を執行する自然人が実質的支配者となります。</p> <p>③ 新規則第11条第1項第4号に掲げる者に該当することより代表取締役が実質的支配者となる場合であっても、例えば、病気等により業務執行を行うことができない者は、実質的支配者には該当しません。</p>
117	新規則第11条第2項第4号の「当該法人を代表し、その業務を執行する自然人」とは、「代表権のある取締役」を指すのか、それとも「取引担当者」を指すのか。	当該法人を代表し、その業務を執行する自然人とは、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する者を指します。したがって、代表権を有さない取引担当者はこれに該当しません。
118	新規則第11条第2項第4号の「業務を執行している」か否かは、法人の申告によるものと理解してよいか。	そのとおりです。
119	新規則第11条第2項第4号の「当該法人を代表し、その業務を執行する自然人」の確認は、FATFが定義する実質的支配者（究極的に当該法人を（所有又は）支配する個人）と乖離が生じないか。	4分の1を超える議決権を有する自然人が認められない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合には、その者を実質的支配者として確認することとなり、そのような自然人がいない場合に初めて、法人を代表し、業務を執行する自然人を実質的支配者とする事となっており、安易に

		代表権のある取締役を実質的支配者とすることを許容するものではありません。なお、F A T F 勧告の解釈ノートにおいても、支配的所有の権利を有する者等がない場合には、上級管理職にある関連する自然人の身元確認及び照合のための合理的な措置を執るべきとされています。
120	顧客等が実質的支配者について申告する際に、新規則第11条第2項第1号に該当する者の有無や本人特定事項を顧客等が把握していない場合、申告が得られるまで取引拒絶を行う必要があるのか。それとも同項第2号又は第4号の申告が得られれば足りるのか。	取引時確認は、取引の性質等に応じて合理的な期間内に完了すべきであることから、取引の性質等に応じて、取引開始後、合理的な期間内で、実質的支配者の本人特定事項の確認を行うことが認められます。したがって、顧客等が新規則第11条第2項第1号に該当する者の有無やその本人特定事項を確認できる場合には、取引開始後において、その申告を受けることは可能です。 なお、資本関係が複雑であるなどやむを得ない理由により、新規則第11条第2項第1号に該当する自然人を判断できないような場合にあっては、同項第2号に該当する者がいるときはその者を、いないときは同項第4号に該当する者を実質的支配者として申告することとなります。
121	顧客等の代表者等が特定事業者に対し、実質的支配者の申告を行う際に、当該代表者等が実質的支配者の確認・把握ができない場合、新規則第11条第2項第1号又は第2号に該当する自然人が存在しないものとして、同項4号により、その法人の代表者を実質的支配者とする申告を受けてよいという理解でよいか。	代表者等が然るべき確認をしてもなお、資本関係が複雑であるなどのやむを得ない理由により顧客等に係る新規則第11条第2項第1号又は第2号に該当する者を把握できない場合には、法人を代表し、その業務を執行する者を実質的支配者として申告を受けることは認められます。
122	顧客が、新規則第11条第2項第1号から第3号までに該当する実質的支配者の有無が不明であると回答した場合は、特定事業者としてどこまでの確認	顧客の代表者等が新規則第11条第2項第1号、第2号（資本多数決法人以外の法人の場合は同項第3号）に定める自然人が確認できないと申

	が求められるか。また、その場合、第4号に該当する者を実質的支配者とみなす余地はあるか。	告した場合に、その理由がやむを得ないと認められるものであれば、同項第4号に定める自然人を実質的支配者とすることになります。
123	GK-TKスキームの合同会社の実質的支配者は、新規則第11条第2項第4号が適用されると理解してよいか。 (GK-TKスキームは、合同会社に、匿名組合員が出資しているが、商法(明治32年法律第48号)第536条第3項において、「匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない」とされており、新規則第11条第2項第3号イ、ロに該当しないため)	例えば、ある自然人がその支配下にある者を業務執行社員として合同会社を組成し、当該自然人が匿名組合員となるような場合に、当該自然人が実質的支配者となる可能性はあると考えます。したがって、顧客が特定の投資スキームに用いられる法人であることのみを理由として、新規則第11条第2項第4号に定める者が実質的支配者となるわけではなく、個々のケースに応じて判断すべきと考えます。
124	代表取締役や代表執行役は、その名称のとおり会社を代表していますが、役職名に「代表」とある自然人が新規則第11条第2項第4号に該当するという理解でよいか。	基本的には、法人の代表取締役や代表理事等がこれ当たりますが、法人を代表する権限を有している者であっても、病気により長期療養中であるなどの事情により実際に業務を執行していない者は、これに該当しません。また、代表権を有しているのであれば、その名称は問いません。
125	新規則第11条第2項第4号は、第1号から第3号までと異なり、全ての法人に実質的支配者を存在せしめることとなるが、どの号に該当する実質的支配者であるのかを確認する必要はないのか。	新規則第20条第1項第18号により、特定事業者は、確認記録に、顧客等と実質的支配者との関係について記録することとされていることから、申告を受けた実質的支配者が、新規則第11条第2項のいずれの号に該当する者であるかを確認する必要があります。
126	法人の代表者は法人登記により確認できるため、新規則第11条第2項第4号の自然人に関する情報については、確認記録の記載事項とする必要はないのではないか。	登記事項証明書には法人の代表者の生年月日は記載されていないこと、また、法人の本人確認書類は登記事項証明書に限られておらず、特定事業者が登記事項証明書の提示を受けない場合があることから、顧客等の代表者が実質的支配者に該当する場合であっても、本人特定事項を確認

		記録に記録することが求められます。
127	<p>自然人が、2分の1を超える議決権を保有する法人（支配法人）に該当しない法人を介して、特定事業者の顧客等に係る議決権を4分の1を超えて保有していても、当該自然人は実質的支配者に該当しないこととしているが、このような支配法人に係る限定をするべきではないのではないか。</p>	<p>支配法人を自然人が2分の1を超える議決権を有する法人に限定した理由は、当該自然人がその法人の意思決定を支配して、当該法人の議決権を行使するためには、2分の1を超える議決権を有する必要があると考えるためです。</p>
128	<p>実質的支配者の該当性の判定方法について、自然人の支配法人が有する議決権の保有分については、自然人が当該支配法人に対して議決権を有する持分を乗じて算出すべきではないか。</p> <p>例えば、ある自然人が支配法人Aに対し60%の持分を保有し、当該支配法人Aが法人顧客Xに対し10%の持分を保有する一方、当該自然人が支配法人Bに対し70%の持分を保有し、当該支配法人Bが法人顧客Xに対し20%の持分を保有する場合、当該自然人が法人顧客Xに対して有する持分は単に10%と20%を合計した30%とする（つまり法人顧客Xの実質的支配者に該当する）というのが現行案と解するが、当該自然人の法人顧客Xに対する実質的な支配率は、当該自然人が支配法人Aに対して有する持分60%に、支配法人Aが法人顧客Xに対して有する10%を乗じた6%、当該自然人が支配法人Bに対して有する持分70%に、支配法人Bが法人顧客Xに対して有する20%を乗じた14%とし、これらを合計した20%となる（つまり法人顧客Xの実質的支配者には該当しない）と考えるのが妥当ではないか。</p>	<p>ある自然人が法人の2分の1を超える議決権を有する場合、その保有割合が60%か70%であるか等を問わず、当該自然人は、役員を選任・解任の権限を通して、当該法人が保有する他の法人の議決権を事実上行使できることとなるため、自然人が支配法人に対して有する持分と、当該支配法人が法人顧客に対して有する持分を乗じて計算して保有割合を算出することは適当ではないと考えます。</p>
129	<p>新規則第11条第4項において、国等及びその子会社は、自然人とみなすとされているが、これらの者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）につい</p>	<p>国等及びその子会社が実質的支配者に該当する場合には、それらの者の本人特定事項（名称及び本店又は主たる事務所の所在地）について申</p>

	<p>て、代表者等から申告を受けることになるのか。</p> <p>上記の理解の場合、代表者等は、国・地方公共団体の生年月日として、どのような年月日を申告するのか。また、上場会社等は設立年月日をもって生年月日とするのか。</p>	<p>告を受けることとなり、生年月日は不要です（新法第4条第1項第1号）。</p>
130	<p>例えば実質的支配者が「東京都」の場合は、都庁の名称・所在地の申告を受ければよいか確認したい。</p>	<p>御質問の例では、名称は「東京都」、主たる事務所の所在地が都庁の所在地となります。</p>
131	<p>新令第14条第5号に掲げる発行者は、引き続き実質的支配者の確認対象外となるとの理解でよいか。</p>	<p>新令第14条に掲げるものが顧客等となる場合における取引時確認には、実質的支配者の本人特定事項について確認する必要は引き続きありません。</p>
132	<p>今回改正された実質的支配者の定義については、現状の定義に比べ複雑になっており、顧客が容易に理解し得る内容ではないと考えられることから、実質的支配者の考え方について、分かりやすく例示するなどの方法により、事前に十分な周知をお願いしたい。</p>	<p>御意見のとおり、改正法の施行に当たっては、分かりやすい広報資料の作成に努めるとともに、今後各種媒体を通じた広報活動を行ってまいります。</p>
133	<p>今回の改正により、実質的支配者の定義が、従来の「資本多数決法人の大株主（旧規則第10条第2項第1号）」「資本多数決法人以外の法人の代表権限者（同項2号）」という、形式基準に基づく2パターンから、「資本多数決法人の大株主たる自然人（新規則第11条第2項第1号）」「資本多数決法人につき支配的影響力を有する自然人（同項第2号）」「資本多数決法人以外の法人につき4分の1を超える収益配当・財産分配権を有する自然人（同項第3号イ）」「資本多数決法人以外の法人につき支配的影響力を有する自然人（同項第3号ロ）」「第1号～第3号に当てはまらない法人の代表権限者（同項第4号）」という、実質基準に基づくものを含む5パターンに複雑化している。</p>	<p>申告は必ず書面による必要はなく、実質的支配者に係る申告を受ける場合の雛形の作成は現時点で予定していません。なお、改正法の施行に当たっては、実質的支配者も含め、分かりやすい広報資料の作成に努めるとともに、今後各種媒体を通じた広報活動を行ってまいります。</p>

	<p>今般の改正趣旨を実現するためには、全特定事業者が全法人顧客から正確に「実質的支配者」の申告を受けることが必須である。各特定事業者・各業界の枠を越えて、行政作成による正確かつ理解しやすい「実質的支配者」の定義説明をもって統一的に確認を受けることが重要と思われる。「実質的支配者」申告書の雛型作成を、強くお願いしたい。</p>	
<b>▼代表者等の本人特定事項の確認方法について(新規則第12条関係)</b>		
134	<p>新規則第12条第4項第2号口の「権限を有する役員として登記されていること」について、登記簿に「執行役員」の表記があれば「権限を有する役員」として考えてよいか。</p>	<p>いわゆる執行役員であることをもって、顧客等を代表する権限を有する役員となるわけではありません。</p>
135	<p>身分証明書に代え、「職員（社員）証明書」の使用は可能か。</p>	<p>顧客等が発行した身分証明書については、当該顧客等と代表者等との関係を確認することができるものの、当該代表者等が特定取引等の任に当たる権限を真正に有しているかについては確認することができないことから、今般の改正において規定を削除しています。</p> <p>御質問の「職員（社員）証明書」の記載内容が必ずしも明らかではありませんが、代表者等が顧客等の特定取引等の任に当たっていることを証する記載がなく、単に代表者等が顧客等の職員（社員）であることを証明するにとどまる場合には、使用は認められません。</p>
136	<p>支配人登記されていない法人の支店長と取引する場合、金融機関として、本社から代理人届を求めることは必要か。</p>	<p>御質問のケースにおいては、金融機関が、法人と支店長との関係を従前から認識している場合には、他に確認を行う必要はありません。また、そのような認識がない場合においては、本社に電話を掛けることにより特定取引等の任に当たっていることの確認を行うことも認められます。</p>

137	<p>法人の取引担当者が正当な取引権限を持っていることを確認する方法に社員証を有していることを削除し、また、役員としての登記は代表権を有する場合に限定となるが、代表権を有する場合の登記というのは代表〇〇という肩書が載っている場合のみなのか。全て取締役で記載、全て理事と記載の場合は登記事項証明での確認は不可なのか。</p>	<p>例えば、特例有限会社の場合に、登記事項証明書において代表取締役の記載が確認できないときは、取締役が各自代表権を有すると考えられることから、登記事項証明書での確認は可能と考えます。</p>
138	<p>規則案では、「社員証」が削除されているが、既に社員証により確認された自然人については、「特定取引等の任に当たっていることが明らかであること」（新規則第12条第4項第2号ニ）として取り扱ってよいか。</p>	<p>既に代理権限を確認した既存顧客については、そもそも法第4条第3項の規定により確認済顧客として扱われ、改めて取引時確認を行うことを要しないため、再度、取引担当者への権限の委任の有無を確認する必要はありません。</p>
139	<p>「当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること」の例として、顧客の事業所を訪問して取引担当者と面談することにより、その取引担当者が取引の任にあたっていることが確かであると認められる状況であれば、新規則第12条第4項第2号ニに当たると理解してよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p><b>▼新法第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例について(新規則第13条関係)</b></p>		
140	<p>改正法の施行前に銀行等（他の特定事業者）が預金口座に係る取引を行う際に、顔写真のない本人確認書類（保険証等）にて顧客の取引時確認を行い、かつ、当該確認記録を保存している場合において、施行後に特定事業者が特定契約（当該預金口座における口座振替の方法により決済）を行う場合、新規則第13条第1項第1号に基づき、施行前に銀行等が行った当該取引時確認をもって取引時確認「完了」とすることは可能か。</p>	<p>当該特定事業者の取引の相手方が、銀行等が行った取引時確認に係る顧客になりすましている疑いがある場合等を除き、可能です。</p>

**▼厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法について(新規則第14条関係)**

141	<p>厳格な顧客管理を行う必要性が特に高い場合であっても、実質的支配者の本人特定事項の確認は申告を受ける方法によることで問題はないのか。厳格な顧客管理を行う必要性が特に高い場合、「申告を受ける」ではなく「義務として告知する」とする方が金融機関窓口に混乱を来さないと思われるため、実務的な視点を含めて整理・検討いただきたい。</p>	<p>今般の改正により、顧客等の実質的支配者を自然人まで遡って確認することとなったため、当該実質的支配者の本人確認書類を顧客等が迅速に入手することには困難を伴うことが想定され、取引実務に甚大な影響を与えることが懸念されることから、厳格な顧客管理を行う場合における実質的支配者の本人特定事項の確認の際において、本人確認書類の確認を必要としている規定を削り、申告を受ける方法に変更することとしています。</p> <p>なお、新規則第14条第3項の法律上の義務主体は特定事業者となることから、「申告を受ける」としている部分を「義務として告知する」と修正することは適当ではないと考えます。</p>
-----	---	--

142	<p>厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う実質的支配者の本人特定事項の確認は、代表者等からの申告による確認による理解であるが、株主名簿等により確認してもよいか。</p>	<p>4分の1を超える議決権を間接的に有する者についても実質的支配者に該当し得るため、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合における実質的支配者の確認方法については、当該顧客等の株主名簿、有価証券報告書その他議決権の保有状況を示す書類を確認し、かつ、実質的支配者の本人特定事項について当該顧客等から申告を受ける方法としています。</p>
-----	--	--

**▼外国政府等において重要な地位を占める者関係について(新規則第15条関係)**

143	<p>外国PEPsについては、各金融機関独自で調査を行い対象者を特定するのは困難である。この点、既存の外国PEPsスクリーニングリスト等を提供している第三者から当該リストを購入のうえ確認を行うことが現実的となるが、当該方法による確認は認めら</p>	<p>御質問にある方法で問題ありません。</p>
-----	--	--------------------------

	れるか。その場合、各金融機関に内容の精査・調査までを求めているものではないと理解してよいか。	
144	厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法については、顧客の居住国にかかわらず一律同じ要件を適用するものでしょうか。例えば、日本国政府の承認した国とそうでない国において重要な公的地位を有する者については、同じ確認義務の要件が適用されるのでしょうか。	外国 P E P s が顧客等である場合については、当該顧客等の居住国にかかわらず一律に同じ取扱いがなされることとなります。
145	顧客等が外国 P E P s に該当することが確認できた場合、その確認結果はどのように記録するのか。	顧客等が外国 P E P s であることが確認できた場合は、新規則第20条第1項第22号で確認記録の記録事項とされている「顧客等が令第12条第3項各号に掲げるものであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認めた理由」を記録することとなります。
146	国王や公国における大公が「外国政府等において重要な位置を占める者」に定められていないが、かかる者が国家元首であっても厳格な顧客管理を行う必要がないのか。	国家元首は新令第12条に規定されており、新規則第15条は、国家元首以外で外国 P E P s として扱われる者を規定しています。したがって、御質問にある国王や大公は、外国 P E P s に含まれ、厳格な顧客管理を行う必要があります。
147	日本における各省庁の事務次官等に相当する外国の高級官僚は新規則第15条各号に含まれないが、これで F A T F の指摘に対応できるのか。	外国においては、日本の国務大臣に相当する者又はその権限を代行し得る者（日本の副大臣に相当する者）を外国 P E P s に位置付けており、事務次官等に相当する者を法令で規定しなくとも F A T F の指摘に対応できるものと考えております。
148	新規則第15条第7号に定める「役員」とは、会社法第329条に定める「役員」に該当する者でよいか。	新規則第15条第7号に定める法人は、必ずしも会社法上の会社に相当する組織に限られないため、会社法第329条に定める「役員」に該当する者のみが同号に定める「役員」となるものではありませんが、当該法人

		<p>において、同条に定める「役員」と同等の権限を有する者を、同号に定める「役員」として扱うこととして差し支えありません。</p>
<p><b>▼既に取引時確認を行っている顧客等との取引から除かれる取引関係について（新規則第17条関係）</b></p>		
<p>149</p>	<p>個別の預貯金の払戻し等が「疑わしい取引」や「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」の「取引」に該当し得るか。該当し得る場合に、本人特定事項について疑わしい点がない場合（なりすましや本人特定事項を偽っている疑いがない場合）であっても、改めて取引時確認を行う必要があるかどうか確認したい。そうであるとするれば、本人特定事項の確認というよりは、顧客管理事項の取引の目的等についてより詳細な確認を行うことを想定しているのか。改めて取引時確認を行って、当該取引について個別のより詳細な取引の目的に関する情報を得た場合には、何らかの記録を保存する必要があるか、ある場合にはその根拠条文を御教示いただきたい。</p> <p>また、法人取引の場合に、個別の預貯金の払戻し等が「疑わしい取引」や「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」の「取引」に該当するとの理由で改めて取引時確認を行う場合に、取引担当者が「当該顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる」ためには、当該個別の「取引」を行うに際し、新規則第12条第4項第2号のいずれかに該当することを確認する必要があるのか。預金の受入れを内容とする契約の締結である預金口座の開設と、既に開設された預金口座からの個別の出入金については法人顧客において別々の担当者が想定される場合もあり、そのように当該</p>	<p>個別の預貯金の払戻し等についても、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引に該当する可能性はあり、そのような場合には、新令第13条第2項の規定により、新法第4条第3項の規定の適用が除外されるため、御質問のとおり、取引時確認済みの顧客等に対しても再度、新法第4条第1項に規定する取引時確認が必要となります。この場合において行う取引時確認は、一般的な取引時確認と同様の態様で行われることとなります。また、取引時確認を行った場合には、新法第6条の規定により、当該取引時確認に係る事項等に関する確認記録を作成しなければならないとされていることから、改めて、確認記録を作成する必要があります。</p> <p>これは、法人顧客との取引においても同様であり、その場合には、取引担当者の本人特定事項や新規則第12条第4項第2号のいずれに該当するかについても改めて確認し、確認記録に記載する必要があります。</p>

	<p>個別の取引の担当者が口座開設時の取引時確認の際の代表者等と異なる場合には別途、新規則第12条第4項第2号のいずれかに該当することを確認する必要があるのか確認したい。その際には、何らかの記録を保存する必要があるか、ある場合にはその根拠条文を御教示いただきたい。</p>	
<p>150</p>	<p>「著しく異なる態様で行なわれる取引」という表現では主観が相当程度入る余地があると思われる。実務的なガイドライン、業界での指針等を提示していただく必要があると思う。それが無いのであれば、回答で一定の目安を示していただきたい。これらが無い場合には特定事業者が各自で定めるしかないと思うがそのような理解でよいのか。</p>	<p>「同種の取引の態様と著しく異なる態様」とは、例えば、「疑わしい取引」に該当するとは直ちに言えないまでも、その取引の態様等から類型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるもので、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資産や収入に見合っていると考えられる取引ではあるものの、一般的な同種の取引と比較して高額な取引</li> <li>○ 定期的に返済はなされているものの、予定外に一括して融資の返済が行われる取引</li> </ul> <p>等の業界における一般的な知識、経験、商慣行等に照らして、これらから著しく乖離している取引が含まれます。これに該当するか否かの判断は、特定事業者が有する一般的な知識や経験、商慣行を踏まえて行われるものであり、現時点、ガイドライン等を作成する予定はありません。</p>
<p>151</p>	<p>「取引時確認済みの確認」が適用できない取引として、「疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」が追加された。実務上、「疑わしい取引」については必ずしも全てが実際の取引に際して判断し得るものだけではなく、事後の取引精査等の過程において抽出される場合が多いものと承知している。この点、「疑わしい取引」として「取引後」に初めて認識された場合であっても、改</p>	<p>事後的に検証して新法第8条の「疑わしい取引」に該当すると判断されたとしても、当該取引は取引に際して令第7条第1項の「疑わしい取引の届出」に該当すると判断されたものではないため、遡及的に取引時確認が義務付けられることはありません。</p>

	めて顧客に対し取引時確認が必要とされるのか。	
<b>▼確認記録の記録事項について(新規則第20条関係)</b>		
152	<p>新規則第7条第1項第1号イに「個人番号カード」が規定されているところ、「個人番号カード」に記載されている個人番号を記録することは、番号利用法上、認められていないことから、確認記録の記録事項である「当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」は個人番号以外の事項を記録することで足りるとの理解でよいか。また、この場合は書類の名称を記録すればよいという理解でよいか。</p>	<p>個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は番号利用法に基づき原則として禁止されていることから、個人番号カードの提示を受けた場合は、個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記録することとなります。</p> <p>なお、書類の名称のみでは、「特定するに足りる」とは言えないことから、書類の名称に加えて、発行者及び有効期限についても記録する必要があります。</p>
153	<p>番号利用法第58条第1項及び番号利用法施行令第38条の規定により、国税庁から法人等に宛てて法人番号が通知される書面に関し、確認記録の記録事項である「当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」について、番号利用法上、法人番号は収集等が制限されていないため、法人番号を記録することで足りるとの理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
154	<p>条文上「実質的支配者の有無」が削除されているが、これは、改正後は、新規則第11条第2項に基づき実質的支配者は全ての法人に存在するという前提に基づくものと理解している。もっとも、新規則第11条第2項第4号が「当該法人を代表し、その業務を執行する自然人」とされているため、法人の代表者が業務を執行しておらず、なおかつ、新規則第11条第2項第1号又は第2号に基づく自然人について申告を得られない場合には、実質的支配者がいないという事態も想定されるため、そ</p>	<p>実質的支配者について顧客等から申告を受けられない場合は、新法第5条の規定により、特定事業者は特定取引に係る義務の履行を拒むことができます。なお、少なくとも代表者が存在しない法人は想定されず、新規則第11条第2項第1号又は第2号に該当する自然人がいない法人であって代表者が業務を執行していないということは考えられないため、改正後は、犯罪収益移転防止法における実質的支配者は全ての法人に存在することとなります。このため、</p>

	の場合には実質的支配者なしとしてよいか。	実質的支配者がいないということはないものと考えます。
155	外国 P E P s に関して、「その旨及び同項各号に掲げるものであると認められた理由」を記録する必要があるが、外国 P E P s であることの確認義務が課されていない。顧客からの申告や民間データベースなどにより外国 P E P s と判断することが許容されており、ここでの記録は、申告やデータベースにより認めたことを残せばよいということか。	新規則第20条第1項第22号で確認記録の記録事項として規定している「顧客等が令第12条第3項各号に掲げるものであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認められた理由」については、申告やデータベースにより確認した、どの国のいかなる職にあるために外国 P E P s であるかを記録として残すこととなります。
<b>▼新法第8条第2項に規定する主務省令で定める項目について(新規則第26条関係)</b>		
156	新規則第26条第1号及び第2号に掲げる項目の比較は、顧客が行う取引と同種の取引(預金取引や投信取引等)との比較との理解でよいか。	<p>特定事業者が、顧客等との間で行う特定業務に係る取引にマネー・ローンダリングの疑いがあるかどうかを判断するに当たり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規則第26条第1号は、その業界における一般的な商慣習(=他の顧客等との間で通常行う取引の態様)に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか</li> <li>○ 同条第2号は、過去の顧客等との取引(=顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様)と比較して、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか</li> </ul> <p>をそれぞれ確認することとするものです。</p>
157	新規則第26条第1号から第3号までにおいて、「取引の態様との比較」「整合性」とあるが、それぞれ一律の基準はなく各社の判断において定めるものと理解してよいか。	犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する特定事業者は、その業種及び規模が区々であるため、一律の基準を設けることは適当ではありません。そのため、取引に疑わしい点があるかどうかを確認するに当たっては、当該特定事業者の業種及び規模に応じて必要と考えられる範囲で判断していただくこととなります。

158	取引モニタリングシステムにより、システムの的に新規則第26条第1号及び第2号の比較を行い、異常な取引を抽出する方法は、本規定を充足していると考えてよいか。	新規則第26条第1号及び第2号の項目は満たしていますが、別途、第3号の項目を満たす必要があります。
159	<p>新規則第27条第1号では、「特定業務に係る取引（次号及び第三号に掲げる取引を除く。）前条に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法」と規定されており、新規取引が該当すると考えられる。</p> <p>しかし、「前条に規定する項目……」の前条、すなわち新規則第26条第2号では、「法第8条第1項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較」を行うこととされている。</p> <p>新規取引先の場合、新規則第26条第2号にある「当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較」は困難と考えられるが、この項目はどのように確認するのか。</p>	新規取引の場合、そもそも当該取引を行おうとする顧客等と行った他の取引が存在しないため、新規則第26条第2号の確認は必要ありません。
160	新規則第26条第3号の「その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報」とは、どのような情報を想定しているのか。	「その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報」として、例えば、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じた結果把握した情報、当該顧客等について取引時確認が完了しているか否かに係る情報があります。
<b>▼新法第8条第2項に規定する主務省令で定める方法について（新規則第27条関係）</b>		
161	「当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第32条第1項第2号及び第3号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報」と規定されているが、「当該取引に関する情報」とは、同号に定める確認記録、取引記録、新規則第32条第1項第	新規則第27条第2号の「その他の当該取引に関する情報」は、その例示として、確認記録、取引記録並びに新規則第32条第1項第2号及び第3号に掲げる措置により得た情報を挙げておりますが、現時点でこれら以外の具体的な情報は想定しており

	2号及び第3号に掲げる措置により得た情報以外に、具体的にどのような情報を想定しているのか。	ません。
162	既存顧客について、精査すべき事項の1つに当該顧客等に係る取引記録とあるが、精査のやり方は、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えても問題ないか。	顧客管理については、各事業者が自ら行う取引についてリスクを評価した書面等の内容を勘案して行われることとなるため、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えて行うことがむしろ好ましいと考えます。
163	疑わしい取引に該当するか否かの判断に際し各種情報等を「精査」することが要請されているが、反復継続して行われる株式取引等については、全ての取引が精査の対象になるわけではないという理解でよいか。	疑わしい取引に該当するか否かの判断は、全ての取引について一律に同じ深度でチェックすることが義務付けられるものではなく、リスクに応じた事業者の判断により、取引ごとのチェックの深度が異なることも当然に許容されます。また、どのような頻度でこれを行うかについても、取引の内容等を勘案し、特定事業者において個別に判断することとなります。
164	「犯罪収益移転危険度調査書（案）」では、イラン及び北朝鮮は「危険度が特に高い」と評価されている一方、アルジェリア、エクアドル及びミャンマーの3か国は「危険度が高い」と評価されているが、新規則第27条第3号の「注意を要するとされた国若しくは地域」とは、イラン及び北朝鮮のみが該当するのか、それとも上記5か国が全て該当するのか。	新規則第27条第3号は「法第4条第2項前段に規定するもの」以外のものについて犯罪収益移転危険度調査書において注意を要するとされた国又は地域に居住し又は所在する顧客等との間で行う取引を対象としているため、犯罪収益移転危険度調査書上はアルジェリア及びミャンマーの2か国がこれに該当することとなります。 なお、エクアドルについては、パブリックコメント開始後のFATFの6月声明により、同国が高リスク国から除外されたことを踏まえ、犯罪収益移転危険度調査書においても危険度が高い国から除外する修正がなされています。
165	新規則第27条第3号において、「代表者等に対する質問」と規定されているが、質問事項や質問方法等は特定事業者の任意によるとの理解でよいか。	御質問のとおり、新規則第27条第3号に規定された質問の内容や方法等は、各事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて判断されるものと考え

<p>166</p>	<p>新規則第27条第3号につき、「居住し若しくは所在する顧客等」と規定されている点についての確認をしたい。</p> <p>「所在」という言葉は、日常的な国語法の場合には、法人について用いることが多いものの、必ずしもそうとは言いきれず、自然人が「そこに居る」という場合にも用いられる。しかし、本条文では、「顧客等」に自然人と法人が存在することから、自然人について「居住」という表現を、法人について「所在」という表現を法技術的に用いているものという理解でよいか。</p> <p>すなわち、本邦居住の自然人が、注意を要する国又は地域に短期的に渡航した場合において、例えば、本邦の銀行との預金契約に基づく国際キャッシュカードによる引き出しや、本邦の貸金業者との極度方式基本契約に基づく海外キャッシングといった取引を、いわゆる暗証番号を利用した本人確認済みの取引として行うことは本条本号が対象とするものではないという理解でよいか。</p>	<p>えています。</p> <p>「所在」とは、法人に限らず、自然人であっても、そこに居るという意味で用いられております。したがって、本邦に居住している顧客等が、注意を要する国又は地域に短期的に渡航した場合についても、新規則第27条第3号の対象となります。</p>
<p>167</p>	<p>犯罪収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等とは、例えばある特定事業者の顧客等が日本の法人ではあるものの、そのような国や地域に支店や駐在事務所が存在する場合も、ここで言う注意を要するとされた国若しくは地域に所在する顧客等に該当することとなるか。</p>	<p>日本の法人が、犯罪収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国又は地域に支店や駐在事務所を設けたとしても、当該日本の法人との取引を直ちに高リスクな取引として位置付ける必要はありません。もっとも、登記上の本店が日本国内にあるものの、ほぼ全ての事業の拠点が注意を要するとされた国又は地域に存在し、そのような国若しくは地域において大半の事業活動が行われている法人等、特段の事情がある法人との取引につ</p>

		<p>いては、高リスクな取引に位置付けられることはあります。</p>
168	<p>外国銀行では、母国の法令に基づき、AML/CTFに関する高い知見を持った専門家にグループのAML/CTFに関する管理を統括させており、その下に専担管理部署が置かれている。このようにグローバルベースで管理態勢が構築されている場合であっても、在日拠点において別途業務を統括管理する者を選任し、左記に掲げる規定に定める承認を受ける必要があるのか。そうであれば、どのようなレベルの役職員を任命することが期待されているのか。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律は、日本において業務を行っている特定事業者が、あくまで日本の法令に基づきの確な取引時確認等の措置を講ずべきことを定めています。したがって、日本において業務を行うのであれば、たとえ母国に業務を統括する者がいたとしても、別途、在日拠点において統括管理者を選任するよう努めるとともに、高リスク取引を行うに当たっては、当該取引が疑わしい取引に該当するか否かの判断に当たって当該統括管理者又はこれに相当する者の確認に係らしめる必要があります。なお、そのレベルについては、特定事業者の規模や内部の組織構成により様々な者が想定され、一律に基準があるものではなく、各特定事業者において取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者が選任されることとなります。</p>
169	<p>統括管理者あるいはこれに相当する者に取引に疑わしい点があるかの確認、及び取引の実行については統括管理者による承認が求められているが、実務的な対応に鑑み、統括管理者は各特定事業者において複数名任命することは可能か。</p> <p>特定事業者によっては「これに相当する者」を配置することが困難な場合も想定される。「法第11条第3号の規定により選任した者又はその者が法第11条第3号の業務を委任した者」とすることが実務的には必要と考えられる。</p>	<p>統括管理者の選任は、必ずしも一の特定事業者に一に限るものではなく、例えば、各支店・事業所ごとに統括管理者を選任することも有り得ると考えています。</p> <p>新規則第27条第3号が「法第11条第3号の規定により選任した者又はこれに相当する者」としているのは、新法第11条第3号が努力義務規定であり、必ずしも同項に規定する者が選任されているものではないことを踏まえ、義務である新規則第27条第3号については「これに相当する者」による確認も許容する趣旨です。なお、取引時確認等の措置を的確に行う上で効果的かつ十分であると認め</p>

		られるのであれば、統括管理者から委任を受けた者が第4号に規定する承認を行うことも否定されるものではありません。
170	「顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査」を行うにあたり、具体的に想定されている調査方法や特に留意すべきと考えられる点があれば御教示いただきたい。	顧客等又は代表者等に対する質問のほか、例えば、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認するためにインターネット等を活用して追加情報を収集することなどが考えられます。
171	新規則第27条各号において、「確認する方法」が記載されているが、第3号の「法第11条第3号に規定により選任した者又はこれに相当する者」が全て行うものではないと理解してよいか。	そのとおりです。
172	疑わしい取引の届出対象となる場合を除き、疑わしい取引に該当するかどうかの確認方法についての記録を保存することは求められないとの理解でよいか。	疑わしい取引の届出対象となる場合は格別、そうではない取引についてまで網羅的に確認方法についての記録を保存することは義務付けられていません。 ただし、新規則第32条第1項第5号の規定により、リスクの高い取引について情報の収集、整理及び分析をした場合は、その記録を保存することが努力義務とされています。
173	今回規定された判断項目・方法において、疑わしい取引の届出様式への記載の義務付けは行われるか。また、届出様式の変更を予定しているか。	特に判断項目・方法の届出様式への記載を義務付けることはしませんが、どのように判断して届出に至ったのかはこれまで同様、届出理由欄に記載されることとなると考えています。 なお、届出様式については、「実質的支配者の有無の確認方法」の欄を「実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法」の欄に改めるほか、条ずれに伴う所要の改正がされています。
<b>▼コルレス契約締結に際して行う確認方法について(新規則第28条関係)</b>		

174	<p>外国所在為替取引業者との契約締結に際して行う確認の方法として、申告又はインターネットでの検索とある。これらの内容に事実と反するものが有ったとしても、特定事業者は免責されるのか。</p> <p>「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている」とは、法令に基づく開示である必要はなく、当該業者又は政府関係機関が公衆の閲覧に供している情報であれば足りるか。真に当該業者若しくは政府関係機関のサイトかどうかについては、合理的にそのように判断できればよいか。</p>	<p>通常の注意をもって確認したならば、仮に、事実と反するものがあつたとしても、確認に不備があつたこととはなりません。</p> <p>また、インターネットで公衆の閲覧に供されている情報については、特定事業者に期待される通常の注意をもって、外国所在為替取引業者又は外国の機関が閲覧に供していると判断できる情報を確認することで差し支えありません。</p>
175	<p>新法第9条に規定する「為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」にはいわゆるRMA (Relationship Management Application) 先も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>その理解でよい場合、当該RMA先には顧客のために業として為替取引を営まない一般事業法人は含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
176	<p>「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている（中略）情報を閲覧して確認する方法」として、インターネット上のウェブベースで提供されている商業データベース等による確認も含まれると考えてよいか。</p> <p>また、コルレス先が新法第9条に掲げる事項に該当することの情報を、当該コルレス先のウェブサイトに掲載している場合は、それを閲覧、取得する方法も含まれると考えてよいか。</p>	<p>御指摘のデータベース等の詳細が不明ですが、新規則第28条に規定する情報に該当するのであれば、確認方法として認められます。</p> <p>コルレス先が自身のウェブサイトに掲載している情報を閲覧することについては、同条に規定のとおり、確認方法として認められます。</p>
<p><b>▼取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準について(新規則第29条関係)</b></p>		
177	<p>① 「適切な監督を受けている状態」とは、例えばFATF参加国またはEU参加国の金融監督庁による監督を受けている外国所在為替取引業者</p>	<p>① 原則として、監督当局の国籍に限定はありません。</p> <p>いずれの国であれ、外国所在為替取引業者を監督する権限を有し</p>

	<p>に限るなど、特定の基準をもって判断する理解でよいか。「監督を受けている状態」の基準は各行で決めるのか、それとも国内の統一基準が設けられるか。</p> <p>② 「取引時確認等相当措置を的確に行うための営業所その他の施設」については、営業所その他の施設の有無を確認することで足りるか。</p>	<p>ている機関から適法に免許を付与されている等、監督を受けている状態にあることが確認できれば結構です。</p> <p>② 営業所その他の施設が存在することの確認で差し支えありません。</p>
<b>▼取引時確認等を的確に行うための措置について(新規則第32条関係)</b>		
<p>178</p>	<p>新法第11条第4号に規定する主務省令で定める措置が例示されているが、同条が努力義務規定であるところ、特定事業者が処置しなければならない程度、水準はどのようなものであるか。</p>	<p>新規則第32条第1項各号に規定されている措置は、いずれも努力義務であり、例えば同項第2号に規定する情報の収集等をどの程度まで行うべきかについては、各特定事業者の業態や事業規模等に応じて個別に判断されるものです。</p> <p>その前提の下、新規則第32条第1項各号に掲げる措置について詳述すると、同項第1号において作成することとされている書面等には、各特定事業者において、自らが行う取引についてのマネー・ローンダリングのリスクを評価したものを記載することとされています。具体的には、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書の関係部分を基に、必要に応じて各事業者特有のリスク要因を加味したものを作成することが想定されます。</p> <p>同項第2号及び第3号は、特定事業者が、第1号の規定により作成した特定事業者作成書面等の内容を勘案し、自ら行う取引のリスクの高低に応じて、必要な情報の収集や整理・分析を行ったり、確認記録・取引記録等を継続的に精査したりすることを規定しています。</p> <p>同項第4号は、高リスクの取引を行うに際しては、統括管理者の承認</p>

		<p>を受けるべきことを規定しています。このとき、統括管理者は、承認に当たり、犯罪収益移転危険度調査書の内容（例えば、当該取引がいかなる理由で高リスク取引とされているかといったことなど）を勘案することとなります。</p> <p>同項第5号は、高リスク取引に係る情報を収集、整理及び分析したものの結果を記載した書面等の作成・保存について規定しています。このとき、犯罪収益移転危険度調査書において、当該取引がいかなる理由で高リスク取引とされているかといったことに着目して、情報収集の分析結果等を作成することとなります。</p> <p>同項第6号は、取引時確認等の措置を的確に行うために必要な能力を有する者を採用することを規定しています。具体的には、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、例えば、属性としてリスクが高いとされる反社会的勢力を採用しないことや、採用後の教育訓練と相まって犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案した取引時確認等の措置を的確に行う能力を身に付ける素養のある者を採用することが考えられます。</p> <p>同項第7号は、監査について規定しています。例えば、犯罪収益移転危険度調査書において高リスクとされる取引を扱う部署を重点的に監査することなどが想定されます。</p>
179	<p>新規則第32条第1項第1号の「特定事業者作成書面等」には、保存期間の定めや管理方法について法令上定めは置かれていないという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
180	<p>自らが行う取引に係る調査及び分析の結果を書面等に残すことになっているが、どのような種類の書面又は記録</p>	<p>新規則第32条第1項第1号で作成することとされている「特定事業者作成書面等」には、各特定事業者</p>

	<p>方法が想定されているのか。</p>	<p>において、自らが行う取引についてのマネー・ローンダリングのリスクを評価したものを記載することとされています。具体的には、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書の関係部分を基に、必要に応じて各特定事業者のリスク要因を加味したものを作成することが想定されます。</p>
<p>181</p>	<p>新規則第32条第1項第1号の「新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引」につき、それぞれもう少し詳細な定義があると望ましい。また、調査、分析及び分析結果の記録方法は各特定業者に委ねられているということか。</p>	<p>「新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引」としては、例えば、新たな情報通信技術を用いた取引等であってマネー・ローンダリングに悪用されるおそれのある取引、手続の一部をインターネットを介して行うこととするなど、取引の態様が従前と異なるためにマネー・ローンダリングに悪用されるおそれに変化が生じた取引、あるいは、制度改正等により新たに取扱いが可能となった金融商品等のマネー・ローンダリングに悪用されるおそれのある商品の取引等が想定されます。</p> <p>また、特定事業者が自ら行う取引について行ったリスク評価の結果を記載する、特定事業者作成書面等の記載方法等については、御質問のとおり、事業者の業態、業務、規模、リスク等に応じ、事業者において個別に判断されるものと考えています。</p>
<p>182</p>	<p>情報を最新に保つための「必要な情報の収集」（新規則第32条第1項第2号）とは、具体的にどのような情報を収集すべきなのか。</p>	<p>新規則第32条第1項第2号の規定に基づき収集すべき情報とは、取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）を的確に行うために必要となる情報であり、例えば、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認すること、外国PEPsであるか否かの情報収集を</p>

		行うこと、実質的支配者と顧客等との関係を把握することなどがあります。
183	新規則第32条第1項第2号において「当該情報を整理し、及び分析すること」と規定されているが、どのような着眼点で分析を行えばよいのか。	例えば、新法第8条に基づく疑わしい取引の届出を行うべき取引に該当するか否かを的確に判断するため、収集した情報について、取引と矛盾する点はないか、当該取引に疑わしい点がないかなどの観点から、分析することが考えられます。
184	新規則第32条第1項第2号の「取引時確認等の措置」は、新法第11条第4号で「取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置」としている。新規則第32条第1項第2号において「取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること」とされているが、「取引時確認等の措置」のうち「取引記録等の保存」における情報の収集・整理・分析とは具体的にどのようなことを指すのか。	取引記録等を的確に保存するためには、新規則第24条各号に掲げる事項が適切に記載された取引記録等を作成する必要があります。具体的には、取引記録等を適切に作成するために必要な情報を収集し、これを整理・分析することが考えられます。
185	新法第11条は努力義務規定でもあり、特定事業者作成書面等の内容を勘案し高リスクの場合に実施する新規則第32条第1項第2号、同項第3号の措置は、実施する取引・実施する方法・実施する内容のいずれも、事業者の業態、業務、規模、リスク等に応じて、事業者の自主判断で行うとの理解でよいのか。	そのとおりです。
186	新規則第32条第1項第3号の「確認記録及び取引記録等を継続的に精査する」であるが、「継続的に」の趣旨を教えてください。例えば、比較的危険性の高い取引について、社内の定期的な内部検査時期において、確認記録・取引記録をサンプリングチェックするという対応は、「確認記録及び取引記録等を継続的に精査する」に該当し得る	「確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること」とは、例えば、取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）を的確に行うため、保存している確認記録及び取引記録等を目視により確認して取引時確認を行った結果把握した職業や取引を行う目的と整合的かなどといった観

	<p>という理解でよいか。</p> <p>また、確認記録及び取引記録等の継続的な精査は、新規則第32条第1項第7号の監査を定期的実施することにより具備することも可と解してよいか。</p>	<p>点から取引の異常の有無を確認したり、システムにより取引の異常を検知したりすることが考えられます。</p> <p>その精査の頻度については、一律に定められるものではなく、各特定事業者が取引のリスクの程度、取引の態様等を踏まえ、合理的に判断される範囲で行うこととなります。例えば、年1回の精査で十分であるか否かについても、取引が当該年に行われていないのであれば、必ずしも年1回の精査が必要となるわけではありませんが、取引が当該年に複数回行われているのであれば、取引のリスクや態様によっては、年1回では不十分であると考えられることもあります。</p> <p>また、サンプリングチェックでは、取引時確認等の措置を的確に実施するには不十分であると考えられます。</p> <p>さらに、監査による確認と本規定に基づく精査では趣旨が異なり、監査による確認をもって本規定に基づく精査を行ったとすることは不相当と考えます。</p>
187	<p>確認記録の精査とは、確認の後、有効期限切れとなった本人確認書類の再受入等も必要とする趣旨か。</p>	<p>御質問のような場合には、新規則第32条第1項第2号の規定に基づく必要な情報の収集として、有効な本人確認書類を顧客等から入手することも1つの方法であると考えられます。</p>
188	<p>新法第11条第3号の趣旨は取引時確認等の様々な場面において特定事業者が特定の人物に権限と責任を明確にすることを求めているものと理解するところ、同号の「必要な監査その他の業務を統括管理する者」とは、監査と業務の統括の両方の責任を同時に有する者を統括管理者として任命することになるという理解でよいか。内部監査機</p>	<p>新法第11条第3号の規定により選任される統括管理者は、取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者であり、必ずしも内部監査を行う者を選任する必要はありません。</p> <p>このため、取引時確認等の措置の</p>

	<p>能は他の監査対象業務から独立であるべきとの考え方にに基づき、監査担当部署が他の業務部門とは独立して社長等の経営陣に直接レポートする組織体制となっている場合には、当該監査担当部署と業務担当部署の両方の責任を有する社長等が統括管理者になるということが想定されているのか。</p>	<p>的確な実施のために必要な業務を統括管理する者を統括管理者として選任した場合に、専ら内部監査のみを行う者を改めて別途、統括管理者として選任する必要はないと考えられます。</p>
189	<p>新規則第32条第1項第4号では「法第11条第3号の規定により選任した者」（統括管理者）の承認が必要となっている。統括管理者が出張・休暇等の理由により、常時承認（あるいは不承認）の手続を行なうことができないことも想定される。そこで、少なくとも新規則第27条第3号にあるように、「これに相当する者」にも承認を認めることが必要と考える。</p> <p>実務対応に鑑みて、「選任した者」を複数名任命することは可能か。</p> <p>また、特定事業者によっては「これに相当する者」を配置することが困難な場合も想定される。「法第11条第3号の規定により選任した者又はその者が法第11条第3号の業務を委任した者」が承認するという態勢が実務的には必要と考えられる。</p>	<p>取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）を的確に行う上で効果的かつ十分であると認められるのであれば、統括管理者から委任を受けた者が第4号に規定する承認を行うことも否定されるものではありません。また、統括管理者の選任は、必ずしも一の特定事業者に一に限るものではなく、例えば、各支店・事業所ごとに統括管理者を選任することも有り得ると考えています。</p> <p>なお、新規則第27条第3号が「法第11条第3号の規定により選任した者又はこれに相当する者」としているのは、法第11条第3号が努力義務規定であり、必ずしも同項に規定する者が選任されているものではないことを踏まえ、義務である新規則第27条第3号については「これに相当する者」による確認も許容する趣旨です。</p>
190	<p>「取引時確認等を的確に行うための措置」の1つとして、外国PEPs等厳格な顧客管理を要する取引や犯罪収益移転危険度調査書において、注意を要する国に居住する顧客等、あるいは、同調査書において、危険性の程度が高いと認められるものと、「取引を行うに際して」、統括管理者の承認を要するとされている。</p> <p>「取引時確認等を的確に行うための</p>	<p>新規則第27条第3号に規定する取引に該当する場合には、取引が発生する都度、統括管理者の承認が必要となります。ただし、その承認は、取引を行うに際して受ければよく、必ずしも取引の前に受ける必要はありません。</p> <p>なお、個別の預貯金の払戻し等についても、新規則第27条第3号に規定する取引に該当し得ます。</p>

	<p>措置」に係る「取引時確認等」には、疑わしい取引の届出等を含むとされていることから、取引時確認を行うに際してのみではなく、継続的な取引においても、取引が発生する都度、統括管理者の承認を要するという点でよいか。</p> <p>また、個別の預貯金の払戻しや証券取引は新規則第27条第3号に規定する取引に該当し得るのか。</p>	
191	<p>① 統括管理者は、複数名を選任とすることは可能であるとの認識でよいか。また、統括管理者の承認について証跡を求めるのか。</p> <p>② 統括管理者の職位等に関する制限はあるのか。</p>	<p>統括管理者とは、取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者のことですが、具体的にこれに該当する者については、特定事業者の規模や内部の組織構成により様々な者が想定されるとともに、その選任は、必ずしも一の特定事業者に一に限るものではなく、例えば、各支店・事業所ごとに統括管理者を選任することも有り得ると考えています。</p> <p>また、統括管理者による承認の有無の証跡を残すことは義務付けられていません。</p>
192	<p>統括管理責任者について、「法第11条第3号の規定により選任した者」と規定されるにとどまり、どのような者を想定しているのか、その詳細が明らかでない。例えば、日本証券業協会規則により設置が要請される「内部管理責任者」も統括管理責任者となることができるという理解でよいか。</p>	<p>統括管理者とは、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者のことですが、具体的にこれに該当する者については、特定事業者の規模や内部の組織構成により様々な者が想定されます。</p> <p>統括管理者について、一律に基準があるものではありませんが、例えば、取引時確認等の措置について一定の経験や知識を有しつつ、一方で実際に取引に従事する者よりも上位の地位にあり、かつ、一定程度、独立した立場で業務を統括管理できる者が想定されます。</p>

193	<p>新規則第32条第1項第5号に基づき、「確認記録又は取引記録等と共に保存すること」の保存年限は何年になるのか。どの条文で保存年限が規定されているのか。</p>	<p>確認記録及び取引記録等は、それぞれ新法第6条第2項及び第7条第3項の規定により、7年間保存しなければならないことから、新規則第32条第1項第5号の規定に基づき作成した書面又は電磁的記録媒体についても、これらと同じ期間保存するよう努めなければならないこととなります。</p>
194	<p>新規則第32条第1項第5号に規定する「情報の収集、整理及び分析」と、新規則第27条第3号の「必要な調査」は、顧客等への確認や質問も含め、実施するケース、タイミング、収集等又は調査する内容と目的に特段の違いはなく、事業者の合理的な判断で行えばよいとの理解でよいか。</p>	<p>新規則第27条第3号の規定に基づく「調査」は、新法第8条に基づく疑わしい取引の届出を行うか否かを判断するに当たり、顧客等との間で行う取引に疑わしい点があるかどうかを確認する観点から行うものである一方、新規則第32条第1項第5号の規定に基づく「情報の収集、整理及び分析」は、疑わしい取引の届出を含む、取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）を的確に行うためのものであるという点で異なりますが、実施する内容がどのようなものであるかについては、御質問のとおり、事業者の業態、業務、規模、リスク等に応じて、特定事業者により個別に判断されることとなります。</p>
195	<p>新規則第32条第1項第6号は、犯罪収益移転防止法のプロを中途採用しろという条項に読まれかねないのではないか。例えば新卒一括採用をベースにした組織では、犯罪による収益の移転防止に関する法律等のコンプライアンスに優れた人材を中途採用する人事は行っていない。新卒一括採用で採用した労働者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の業務に従事している職員や法務担当者が教育研修するという仕組みで犯罪による収益の</p>	<p>「必要な能力を有する者」の採用については、新法第11条第1号の規定による教育訓練と相まって、従業員が取引時確認等の措置を的確に行うことができるために行われるものであり、具体的な内容としては、例えば職員の採用に当たって面接等を行い、当該職員の適性を把握することなどが考えられます。</p> <p>したがって、一定の資格を有するなどの犯罪による収益の移転防止についての専門的な知識を有する者の</p>

	<p>移転防止に関する法律への対応を行っている。このような態勢では、同号を満たさないのか。</p>	<p>みの採用を義務付ける趣旨ではありません。このため、従前から取引時確認等の措置が的確に行われている特定事業者であれば、これまでの採用基準等を必ずしも見直す必要はありません。</p>
196	<p>取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査とは、外部監査を指し、内部監査や社内検査は含まれないのか。また、監査の頻度は各特定事業者が定めることでよいか。</p>	<p>取引時確認等の措置の的確な実施に資するものであれば、監査は外部監査に限られるものではなく、内部監査や社内検査によりこれを行うことも否定されません。</p> <p>また、監査の頻度については、各特定事業の判断により、取引時確認等の措置を的確に行う上で効果的かつ十分であると認められる程度で行われるものと考えています。</p>
197	<p>新法第2条第2項第26号にて、特定事業者として掲げられている不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）上の特例事業者は、不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生じる収益又は利益の分配を専ら行うことを目的とした法人、すなわち特別目的会社（SPC）であり、従業員を雇用することは想定されておられません。</p> <p>したがって、新規則第32条に定める、取引時確認等を的確に行うための各措置（リスク評価、保存している確認記録・取引記録等の継続的精査、必要な情報収集、リスクの高い取引を行う際の統括管理者の承認、必要な能力を有する職員の採用、取引時確認等に係る監査の実施等）を自ら行うことは不可能なため、特例事業者から委託を受けた不動産特定共同事業法上の第三号事業者及び第四号事業者が上記措置を講ずればよい旨を確認したい。</p>	<p>新規則第32条第1項各号に規定されている努力義務とされた措置については、各特定事業者が、その事業内容や事業規模等に応じて、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しながら自らの判断で行うべきものと考えておりますが、御指摘のような措置を執ることは、現在の規定においても、可能です。</p>
<p><b>▼外国所在営業所等を有する場合に講ずべき措置について（新規則第32条第2項関係）</b></p>		

198	<p>「取引時確認等の措置より緩やかなときにあっては」とは、新法で求められる取引時確認等の措置と比較し、どのような差異がある場合に緩やかであると判断すればよいか。</p> <p>また、各国の法制度を調査し、日本の犯罪による収益の移転防止に関する法律と比較し、規制の緩急を判断することは事業者にとって負担であり、関係省庁において、国別にいかなる対応をすることが望ましいか具体的な基準を示すべきではないか。</p>	<p>「取引時確認等の措置」の全部又は一部が義務付けられていない場合、緩やかと評価されるものと考えられます。</p> <p>また、国別の対応については、外国で事業を展開する者が当該外国の法令を遵守するために、当該外国の法制度を確認することは一般的かつ当然と考えられます。</p> <p>かかる確認を行う中で、当該外国の法令により義務付けられる措置と我が国の取引時確認等の措置とを比較し、必要な対応を執るべきと考えられます。</p>
199	<p>新法第11条の「取引時確認等の措置」は、特定事業者が行う取引時確認等の措置を指すと考えられる。当該特定事業者が行う取引時確認等の措置を的確に行うため、新法第11条第4号の措置を講ずるとというのが新法第11条の条文構造である。しかし、新規則第32条第2項は、特定事業者の子会社である外国会社の特定業務を対象にしているが、外国会社の特定業務について新規則第32条第2項の措置を講じたからといって、当該特定事業者が行う取引時確認等の措置を的確に行うという新法第11条の目的にはつながらない。その意味で、新規則第32条第2項は、新法第11条第4号の委任の範囲から外れた規定であると思われるので、削除されるべきである。</p>	<p>新規則第32条第2項の趣旨は、特定事業者に対し、支配下にある外国所在の子法人を含め、グローバルに整合性のとれた犯罪収益の移転防止に係る体制整備を求めることにあります。</p> <p>これにより、特定事業者が外国に所在する営業拠点に由来する犯罪収益の移転に関与するリスクの抑制が期待できるとともに、特定事業者を含む企業集団が当事者となる取引に係る追跡可能性がグローバルベースで確保され、特定事業者による疑わしい取引の届出を含む取引時確認等の措置の的確な実施にもつながることから、本規定は、新法第11条第4号に基づき定める措置として適切なものと考えます。</p>
200	<p>「犯罪による収益の移転防止に必要な注意」とされているが、ここで言う「必要な注意」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>新規則第32条第2項第1号では、我が国の犯罪収益移転防止法令に基づく措置より緩やかな措置しか義務付けられていない外国においては、犯罪収益の移転に関与するリスクが相対的に高くなることに伴い、当該外国に所在する外国会社又は営業所</p>

		<p>における犯罪収益の移転防止に注意を払うこと等が求められます。</p> <p>必要な注意が払われているかどうかについては、当該外国に所在する外国会社又は営業所における犯罪収益移転防止に係る取組全般から判断されることとなります。</p>
201	<p>外国 P E P s について、資産及び収入の確認を含めて、一律に取引の都度、厳格な顧客管理を要する理由は、継続的な確認の必要性にあると理解する。</p> <p>海外拠点において、F A T F の P E P s に関するガイダンスに基づき、外国 P E P s に該当する顧客を高リスク先と評価し、継続的（最低年に1回）に K Y C（※）を実施し、資産及び収入は、ガイダンスどおり Source of Funds（資金源）と Source of Wealth（富の源泉）を含む情報を取得している。また、業務関係確立の際には拠点長の承認を得ている。こうした海外拠点における取扱いは、外国における取引時確認等の措置に準じた措置（必ずしも日本の措置と同種・同様である必要はなく、当該国の法令や商慣習等を踏まえつつ、同等程度の実効性が確保できる措置）として新法上認められることを確認したい。</p> <p>（※）本人特定事項、取引目的、職業/事業内容、（法人顧客の場合）実質的支配者の本人特定事項の確認を含む。</p>	<p>御指摘の措置は、外国 P E P s に係る新規則第32条第2項第1号に規定する「取引時確認等の措置に準じた措置」と評価して差し支えありません。</p>
<b>▼コルレス取引を行う場合に講ずべき措置について(新規則第32条第4項関係)</b>		
202	<p>収集した情報に基づき実施した、当該外国所在為替取引業者の犯罪による収益の移転防止に係る体制の評価は契約締結に係る審査の判断材料とすべきという理解でよいか。</p> <p>その理解でよい場合、当該外国所在為替取引業者との契約締結・継続をすかどうかの判断にあたり、「当該外</p>	<p>そのとおりです。</p>

	国所在為替取引業者の犯罪による収益の移転防止に係る体制の評価」をどの程度勘案するかは、事業者の判断によるという理解でよいか。	
203	特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結して為替取引を行う場合に求められる措置は、「契約締結時」の確認義務であって、継続の確認は法令上は求められていないことを確認したい。	新規則第32条第4項に規定する措置は、「契約締結に際して」求められるものではなく、新規則の施行時において既に締結済みの契約を含め、継続的対応が排除されるものではありません。特定金融機関は、コルレス契約先との取引に由来するリスクの程度を踏まえつつ、同項に規定する措置を講ずるよう努める必要があります。
204	「当該外国所在為替取引業者に必要な措置」とされているが、ここで言う「必要な措置」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	外国の機関が、外国所在為替取引業者の取引時確認等に係る義務違反を是正するために必要なものとして命じる措置を指しており、例えば、業務改善計画の策定・実行等が考えられます。
205	新規則第32条第4項第1号に規定する情報の収集は、具体的にどのように行えばよいのか。定期的な顧客デュー・ディリジェンスなどの際の業者からの申告を含むと考えてよいか。	情報収集の方法として、例えば、外国所在為替取引業者に御指摘の申告を求めること等が考えられますが、これに限られるものではなく、特定金融機関において適切と判断する方法で情報収集していただければ結構です。
206	新規則第32条第4項第3号の遵守に求められる対応としては、コルレス先との業務関係の確立にあたっては、新法第11条第3号で選任した者の承認を得るとともに、契約締結に係る審査手順を定めた規程が必要という理解でよいか。	そのとおりです。 なお、旧規則第25条においても審査手順を定めた社内規則の整備を求めているところです。
207	① 「特定金融機関が行う取引時確認等の措置及び外国所在為替取引業者が行う取引時確認等相当措置の実施に係る責任」とは、具体的にどういった事項を想定しているか。 ② 「取引時確認等相当措置の実施に	① 例えば、コルレス契約の当事者である金融機関のどちらが顧客に係る取引時確認の実施や確認記録の保存を行うか、といった事項が考えられます。 ② 「その他の方法」の例として、

	<p>係る責任に関する事項を文書その他の方法により明確にすること。」と規定されているが、ここで言う「その他の方法」とは具体的にどの様なものがあるか。また、「文書」、「その他の方法」に関する具体的なガイドラインは今後示されるのか。</p>	<p>外国所在為替取引業者が国際的な実務慣行にのっとりマネー・ローンダリング防止体制に係る質問回答書を作成し、公表している場合に、当該質問回答書の内容を確認すること等が考えられますが、特定金融機関において、コルレス契約の当事者それぞれの責任分担を確認できるのであれば、その具体的方法は特定の方法に限られるものではなく、御指摘の点に関するガイドラインの作成は予定していません。</p>
<p><b>▼経過措置について</b></p>		
<p>208</p>	<p>実質的支配者の本人特定事項についての経過措置によると、原則、「施行日前に取引時確認を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行う取引については、新法第4条第3項の規定にかかわらず、新法第4条第1項第4号に掲げる事項の確認を行わなければならないこと」とされているところ、「施行日以後特定取引が、施行日前の取引に関連する取引（施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくものをいう）である場合における当該特定取引」については、適用が除外される。本適用除外に関しては、施行日前に証券取引約款や基本契約等を締結して行っている取引が該当するというのでよいのか。</p>	<p>施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づく取引に該当するか否かについては、契約と個別の取引との関係において判断されるものですが、例えば、施行日前に開設した証券口座を用いて行う施行日以後の特定取引は、施行日前の取引に関連する取引に該当します。</p>
<p>209</p>	<p>特定事業者が、施行日前に取引時確認を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引について、新法第4条第1項第4号に掲げる（実質的支配者の本人特定事項）の確認を行わなければならないものから除かれる「施行日前の取引に関連する取引（施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくもの）であ</p>	<p>例えば、下記の取引等が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行日前に旧令第7条第1項第1号イに規定する契約（銀行口座の開設）を締結し、施行日以後にその口座を用いて行う同号タに掲げる取引（大口現金取引）</li> <li>○ 施行日前に同号ホに規定する契約（保険契約）を締結し、施行日</li> </ul>

	る場合における当該特定取引」の具体的な例を挙げていただきたい。	以後にその保険について行う同号トに掲げる取引（満期保険金の支払い）
210	改正法施行前の既存取引（実質的支配者としての自然人が未確認の取引）について、改正法施行後、新たにファイナンス・リース契約を締結する際に、実質的支配者（自然人）の確認を行うという理解で誤りはないか。	そのとおりです。
211	旧規則第10条第2項に規定する実質的支配者に該当する者が顧客等の2分の1を超える議決権を有する自然人（国等及びその子会社を含む。）の場合は、一律、新規則第11条第2項に規定する実質的支配者に該当するという理解でよいか。また、こうしたケース以外で、顧客等に改めて確認しなくても明らかに新規則第11条第2項に規定する実質的支配者に該当する者が旧規則第10条第2項に規定する実質的支配者に該当する者となるケースがあれば御教示いただきたい。	<p>2分の1を超える議決権を保有している自然人については、原則として、新規則第11条第2項に規定する実質的支配者に該当しますが、病気等により、顧客等の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合には該当しません。</p> <p>例えば、資本多数決法人であって、旧規則第10条第2項に規定する実質的支配者に該当する者が国等である顧客等について、引き続き当該国等が新規則第11条第2項に規定する実質的支配者に該当することが明らかである場合は、改めて顧客等に確認する必要はありません。</p>
212	<p>① 新規則第11条第2項に規定する実質的支配者に該当する者が旧規則第10条第2項に規定する実質的支配者に該当する場合、現行法の確認に依拠することができ、確認記録について、当該実質的支配者と当該顧客等との関係を記録することは求められないとの理解でよいか。</p> <p>② 仮に記録することが求められる場合、当該実質的支配者が当該顧客等の2分の1を超える議決権を有する自然人（国等及びその子会社を含む。）の場合はその議決権割合が2分の1を超える旨を確認記録に記録することで足りるとの理解でよい</p>	<p>① 新規則第20条第3項により、特定事業者は、確認記録の記録事項に変更があることを知った場合は、当該変更に係る内容を確認記録に付記することとされていることから、施行日以後に特定取引を行う場合等に顧客等の新規則第11条第2項に規定する実質的支配者に該当する者が旧規則第10条第2項に規定する実質的支配者に該当することを知ったときは、確認記録に実質的支配者と顧客等との関係を記載することが求められます。</p> <p>② そのとおりです。</p>

	か。	
213	<p>「改正の概要」によれば、「施行日以後取引が、施行日前の取引に関連する取引（施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくものをいう。）である場合における当該特定取引」については、新法第4条第1項第4号・新規則第11条第2項に基づく実質的支配者の本人特定事項の確認を行うことを要しないとされている。</p> <p>「施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくもの」には、クレジットカード契約に基づくキャッシング取引が入るという理解でよいか。</p>	<p>御質問の「クレジットカード契約に基づくキャッシング取引」の契約内容が必ずしも明らかではありませんが、通常、クレジットカード作成時又は既契約でキャッシング機能のないクレジットカードに当該機能が追加された際に、金銭の貸付けを内容とする契約（新令第7条第1項第1号カ）が締結されていると解されることから、当該契約に基づく個々のキャッシング取引が特定取引に該当する場合であっても、御指摘の経過措置の適用により、新規則第11条第2項に基づく実質的支配者について確認する必要はありません。</p>
214	<p>旧法に基づき、施行日前に取引時確認を実施した既存顧客については、施行日後に取引をする場合でも、新法にのっとり新たな確認は不要という考えでよいか。</p>	<p>施行日前に取引時確認を行っている顧客等との間で、施行日以後に初めて特定取引を行う際には、当該特定取引が施行日前の取引に関連する取引である場合等の例外を除き、新規則の定義に基づく実質的支配者の本人特定事項の確認を行わなければならないこととなります。</p>
215	<p>旧法に基づき既存顧客で施行日前に顔写真のない本人確認書類で本人確認を実施した顧客については、施行後に取引する場合でも新法にのっとり新たな確認は不要と考えてよいか。</p>	<p>そのとおりです。ただし、施行日以後に行う取引が新法第4条第2項に該当する取引である場合等は、新法にのっとり確認が必要です。</p>
<b>▼届出様式について</b>		
216	<p>別記様式第2号中の欄の名称が「実質的支配者の有無の確認方法」から「実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法」に変更されているが、欄に記載すべき内容についてどの様に変更があるのか。</p>	<p>御質問の欄には、新規則第20条第1項第18号に基づき確認記録に記録することとされた実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法について記載することとなります。例えば、「議決権の100%を有する者（規則第11条第2項第1号）、申告による確認」といった記載が考えられます。</p>

### 3 その他

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
<b>▼その他</b>		
217	<p>今回の改正により、実務において混乱が生じないように、広く国民及び関係機関等に対する周知を行っていただきますようお願いいたします。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後、分かりやすい広報資料の作成に努めるとともに、各種媒体を通じた広報活動を行ってまいります。</p>
218	<p>昨今、なりすまし等の特殊詐欺による被害が社会問題化していますが、こうした犯罪は、取引時の本人確認を徹底することにより、犯罪が行われたとしても被害発生を相当程度防ぐことにつながると期待できます。また、仮に取引が完了し、犯人の手に財産が渡ってしまったとしても、取引時の確認により得られた情報により犯人検挙の可能性が高まることが期待できることから、特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引を追加する改正案（新令第7条及び第9条）に賛成します。</p>	<p>御意見を踏まえ、引き続き、マネー・ローンダリング等対策に取り組んでまいります。</p>
219	<p>銀行、証券会社などのいわゆる金融グループでは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）のいわゆるファイアーウォール規制（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第153条第1項等）により、そのグループ会社の間での顧客の非公開情報の授受が原則として禁止されている。</p> <p>現時点でもいわゆる内部管理部門では情報共有ができるが、取引時確認を真に実効たらしめる目的の実行のためには、実際の取引を担当するフロント部門の一定レベルの人間においても情報の共有ができることが重要となると考える。これが可能となれば、同種の顧客とは異なった動きをしているかどうか、その顧客の取引態様が今までと違っているかどうか、口座開設あるいは</p>	<p>特定事業者は、いわゆるファイアーウォール規制にかかわらず、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の義務を適切に履行することが可能と考えられます。</p>

はその後のやり取りで聞いてきた話と違っているかどうかを1つの金融機関の動きだけではなく、複数の金融機関の状況を踏まえてより深度ある勘案、情報の収集、整理及び分析、継続的に精査ができ、ひいては早期の疑わしい取引の報告にもつながることが考えられるからである。

そこで、金融商品取引法に定める金融商品取引業者と金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の16第1項又は第2項に掲げる者との間で、上記の目的を達成するために、相互に情報の授受が可能となるよう検討願いたい。

## 修正点について

## 1 主な修正

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）」について、下記のとおり修正しました。

1	意見募集時の案	修正後
	<p>【新規則第4条第1項第7号ハ】 電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者若しくは同項第八号に規定する特定規模電気事業者、（後略）</p>	<p>電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による電気事業法（昭和39年法律第170号）の一部改正（平成28年4月1日施行）を受け、新規則第4条第1項第7号ハに掲げる取引に係る事業者の一部を、以下のとおり修正します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、（後略）</p> </div>

2	意見募集時の案	修正後
	<p>【新規則第4条第1項第7号ニ】 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する（後略）</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）による学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正（平成28年4月1日施行）を受け、新規則第4条第1項第7号ニに掲げる取引に係る学校に義務教育学校を追加することとします。修正後の条文は以下のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する（後略）</p> </div>

3	意見募集時の案	修正後
	<p><b>【新規則第6条第5項第4号※】</b>  当該顧客等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの</p> <p>※ 修正により、新規則第6条第2項第4号となりました。</p>	<p>通知カードは、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、番号利用法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、本人確認書類として取り扱うことは適当でないとの見解が内閣府及び総務省から示されたことから、以下のとおり新規則を修正し、番号利用法第7条第1項に規定する通知カードを、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第五条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件（平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第〇号）において決めました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当該顧客等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）</p> </div>

4	意見募集時の案	修正後
	<p><b>【新規則第7条第1号ホ】</b>  イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、</p>	<p>上記3と同旨の修正をしました。</p>

## 2 その他

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案関係

新令の下記の条文について、技術的な修正をしました。

第23条第3項

- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）関係  
新規則の下記の条文について、技術的な修正をしました。

第4条第1項第7号ハ

第4条第1項第7号ニ

第6条第1項第1号ハ

第6条第1項第1号ニ

第6条第2項

第11条第1項

第11条第2項

第12条

第20条第3項